

# 第 1 基本的な考え方

## 1 これまでの男女共同参画の取組

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かちあい、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる「男女共同参画社会」の実現は、21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題に位置づけられています。

国においては、昭和 60 年（1985 年）に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を批准するとともに、平成 11 年には「男女共同参画社会基本法」を制定し、取組を進めてきました。

高知県においても、こうした国の動きにあわせ、平成 2 年に「こうち女性プラン」を、平成 13 年度には「こうち男女共同参画プラン」（以下「プラン」という。）を策定し、平成 16 年、22 年の 2 回の改定を行いました。

あわせて、取組を総合的に推進するための庁内組織である高知県男女共同参画推進本部を設けるとともに、男女共同参画に関する意見を聴くための有識者からなる「こうち男女共同参画会議」を設置するなど、男女共同参画の推進体制を整えました。

また、男女共同参画の推進の活動拠点となる施設として、こうち男女共同参画センター「ソール」を設置し、啓発や人材育成を進めるとともに、平成 20 年度には、女性相談支援センターを新築移転して機能を強化し、女性の自立支援に取り組んできました。

さらに、男女共同参画を地域に根ざした取組へと拡充するため、NPO と県との協働事業で、市町村における男女共同参画の取組を支援するほか、DV 被害者に対しては、民間団体との協働による相談カードの作成と配布、民間シェルターへの支援などを進めてまいりました。

また、平成 26 年度からは、女性が本人の希望に応じて、結婚や出産、育児など多様なライフステージを通して、安心して働き続けられるよう、就労支援や登用促進の取組を大幅に強化しました。これらの取組は平成 27 年度から高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略にも位置付け、県の重要な施策として取り組んでいます。

こうした中、現在のプランが平成 27 年度をもって計画の終期を迎えることから、これまでの取り組みの成果と課題、国の第 4 次男女共同参画基本計画や女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の施行など、社会情勢の変化を踏まえ、プランを改定します。

### 経緯

- ・昭和 60 年 国が「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を批准
- ・平成 2 年 「こうち女性プラン」を策定
- ・平成 10 年 (財)こうち男女共同参画社会づくり財団を設立
- ・平成 11 年 こうち女性総合センター（現こうち男女共同参画センター）を開館  
国が「男女共同参画社会基本法」を制定
- ・平成 13 年 「こうち男女共同参画プラン（前半期実施計画）」を策定

- ・平成 15 年 「高知県男女共同参画社会づくり条例」を制定  
こうち男女共同参画会議を設置
- ・平成 16 年 「こうち男女共同参画プラン（後半期実施計画）」の見直し  
国が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を制定
- ・平成 19 年 「高知県 DV 被害者支援計画」を策定
- ・平成 20 年 高知県女性相談支援センターを新築移転
- ・平成 22 年 「こうち男女共同参画プラン」の改定
- ・平成 23 年 「高知県 DV 被害者支援計画」の改定
- ・平成 26 年 こうち男女共同参画センター内に高知家の女性しごと応援室を開設  
男女共同参画に関する県民意識調査（※）を実施

※ 平成 26 年 11 月～12 月に県が行った「男女共同参画社会に関する県民意識調査」  
県内全域から満 20 歳以上の男女 2,000 人を抽出。有効回答数 1,015 人

## 2 社会情勢の変化

- (1) 我が国においては、少子高齢化の急速な進展により人口減少局面に入り、今後も急減すると見込まれており、将来にわたって活力ある持続可能な地域社会の構築が必要となっています。
- (2) 未婚化・晩婚化や高齢者人口の増加による単身世帯、離死別によるひとり親世帯の増加、個人の職場・家庭・地域等への帰属意識の多様化等に伴い、地域社会における人間関係の希薄化などがみられます。
- (3) 経済社会の構造が変化し、非正規労働者の増大を始めとする雇用の不安定化を背景として、特に女性において貧困等生活上の困難に陥りやすい状況となっています。
- (4) 女性の人権を著しく侵害する配偶者等からの暴力、ストーカー行為等の被害は、深刻な社会問題となっており、迅速かつ的確な対応が求められています。

## 3 男女共同参画社会形成の必要性

1 で述べたように、県では、男女共同参画社会の実現のため、さまざまな取組を行ってきました。

こうした中で、男女共同参画に対する県民理解は深まりつつありますが、県民意識調査（※）では、意識の中や、社会制度・慣行において、固定的な性別役割意識が未だに根強く残っていることが示されています。また、政策・方針決定過程への女性の参画が遅れていたり、雇用の場において雇用形態や賃金など不利益な扱いが依然として見受けられるなど、女性の能力が十分に発揮される環境が整っているとは言えない状況にあります。一方、女性への暴力の問題も多様化し、社会問題となっています。

こうした現状は、女性への人権侵害だけでなく、個人の多様な生き方の可能性を狭め、自立を妨げることにもつながることから、人権の尊重を前提とした男女の対等な関係を目指し、性別役割分担意識に基づく社会制度や慣行の解消に努めていくことが必要です。

また、全国に15年先行して人口の自然減が進行している本県では、男女がともに家庭や地域、職場といった様々な場で個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が今後ますます重要になると考えられます。

## 4 プランの性格

- (1) このプランは、「男女共同参画社会基本法」及び「高知県男女共同参画社会づくり条例」に基づき、男女共同参画社会づくりに向けた取組を総合的かつ計画的に行うための基本的な計画です。また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第1項に規定される「都道府県推進計画」を包含しています。
- (2) 県民の皆さんからの意見や、こうち男女共同参画会議の意見などをもとに、男女共同参画社会の実現に向けた課題の整理とその取組の方向及び内容を示したものです。
- (3) 県の責務を明らかにし、県の取組が主になっていますが、市町村、県民の皆さん、事業者等の役割分担を踏まえながら、取組への参加・協力も呼びかけています。
- (4) このプランでは事業の進捗や効果を明確にするため、目標値やモニタリング指標を設定しています。

## 5 プランの計画期間

このプランに基づく計画期間は、平成28年度（2016年）から平成32年度（2020年）までの5か年です。

## 6 進行管理と目標値等

- (1) このプランに基づく事業の実施状況は、毎年調査し公表します。
- (2) 目標値等は、毎年の進行管理の中で最新の数値を把握、公表し、男女共同参画を行政、県民の皆さん、団体、事業者などが協力して推進するためのよりどころとします。  
目標値は、県行政の努力目標としての数値で、県の取組として政策を誘導し推進するものです。  
取組状況を明らかにするため、前プランの改定直前の平成21年度、現状値としての平成26年度、目標となる平成32年度、それぞれの数値を掲げています。
- (3) モニタリング指標は、男女共同参画の推進状況を表す指標で、経年変化を見るため、前プランの改定直前の平成21年度と現状値としての平成26年度の数値を掲げています。
- (4) プランの取組を着実に進めていくために、PDCAサイクルを適用することとし、高知県男女共同参画推進本部やこうち男女共同参画会議に報告し、意見を求めるなどして、検証と見直しをしていくこととします。

## 第2 プランの推進

### 1 基本理念

このプランでは、男女が互いにその人権を尊重し、互いに支え合い、責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会（「高知県男女共同参画社会づくり条例」前文より）を築くため、条例が掲げる6つの理念を「基本理念」とします。

#### （1）男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳が重んじられること、性別による差別的な取り扱いを受けないこと、社会のあらゆる分野において個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。

#### （2）社会の諸制度や慣行についての配慮

性別による固定的な役割分担意識に基づく社会の諸制度や慣行が、男女の社会における主体的で自由な生き方の選択を制約することのないよう配慮されること。

#### （3）意思の形成及び決定過程への共同参画

女性と男性が、社会の対等な構成員として、あらゆる分野における意思の形成及び決定過程に共同して参画する機会が確保されること。

#### （4）家庭での相互協力と職業生活その他の活動との両立

女性と男性が、互いに協力しあい、社会の支援の下、子育て、家庭の介護その他の家庭生活における活動において、家族の一員としての役割を果たし、かつ、職場、地域その他の分野における意思の形成及び決定過程に共同して参画する機会が確保されること。

#### （5）男女の生涯にわたる健康への配慮

女性と男性が、互いの性別による身体的特徴の違いについて理解を深め、妊娠又は出産に関して双方の意思を尊重すること等により、生涯にわたり健康な生活を営むことができるようにすること。

#### （6）国際社会の取組との協調

男女共同参画の推進が、国際社会における取組と密接な関係にあることを考慮し、国際社会との協調の下に行われること。

## 2 推進の方向

1の基本理念に基づき、次の3つのテーマと、それぞれの課題に沿った取組を推進します。

### (1) テーマ1 意識を変える

私達は一人ひとり考え方が違います。男女の平等感や役割、能力などについても、その人が受けてきた教育や過ごしてきた環境などによって、その考え方や受け止め方がそれぞれに異なります。

このプランは、そうした各人の考え方に一律の価値観をあてはめるものではありません。ただ、固定的な観念や意識が他人の生き方を制限したり、差別に結びついたりすることのないように、それぞれが独立した人として尊重され、自分の意思と責任で自由に生き方を選択できる、多様な価値観を認めあえる社会を目指します。

#### 【課題】

- 男女間の意識を変える
- さまざまな場での意識を変える

### (2) テーマ2 場をひろげる

男女が共同して社会に参画していくことは、新しい価値の創造に結びつき、これまでの社会の仕組みでは行き詰まっていた、さまざまな問題に新たな解決の道を開くことが期待されます。同時にそうした社会では、男女が多様な能力を十分に発揮し、ともに自分らしさを大切にしたい質の高い生き方や生活を実現することができます。

このため、あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するとともに、家庭、働く場、地域活動など社会のすべての場に男女が共同して参画できるよう積極的な取組を進めていきます。

#### 【課題】

- 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- 働く場をひろげる
- 地域・防災分野における男女共同参画の推進

### (3) テーマ3 環境を整える

少子高齢化による人口の自然減が進行する中においては、男女がともに仕事と家庭生活を両立できるような働き方の見直しや、高齢者をはじめ、障害があること等から複合的に困難な状況におかれている人々が、安心して暮らせる環境づくりは大きな課題となっています。

また、男女がともにお互いの身体的性差について理解しあい、お互いを尊重しつつ、相手に対する思いやりをもって健康に生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての基礎となるものです。

さらに、いまなお配偶者間の暴力行為やセクシュアル・ハラスメントなどが見られ、男女が対等に生活していくうえで大きな障害となっています。

このプランでは、さまざまな場面から男女が共同して参画できる条件や環境を整えることで、男女共同参画社会の早期の実現を目指します。

**【課題】**

- 仕事と生活の調和
- 高齢者等が安心して暮らせる環境の整備
- 生涯を通じたからだところの健康支援
- 女性に対するあらゆる暴力の根絶

### 3 取組の体系

#### テーマ1 意識を変える

- (1) 男女間の意識を変える
  - ①意識改革と社会制度・慣行の見直し
  - ②メディアにおける男女共同参画の推進
  - ③国際規範の尊重と、国際交流を通じた男女共同参画への理解の促進
- (2) さまざまな場での意識を変える
  - ①家庭での男女共同参画の浸透
  - ②学びの場での男女共同参画教育の推進
  - ③働く場での意識啓発
  - ④地域での意識啓発

#### テーマ2 場をひろげる

- (1) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
  - ①行政への女性の参画の促進
  - ②団体・組織への女性の参画の促進
- (2) 働く場をひろげる
  - ①職場における男女の均等な雇用機会と待遇の確保
  - ②能力開発と就業・復職の支援
  - ③農林水産業・商工業等、自営業における男女共同参画の推進
- (3) 地域・防災分野における男女共同参画の推進
  - ①地域活動における男女共同参画の推進
  - ②防災分野での男女共同参画の拡大

#### テーマ3 環境を整える

- (1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）
  - ①雇用の場における子育て・介護環境の整備
  - ②家庭や地域における子育て・介護環境の整備
  - ③女性も男性も地域活動に参画しやすい環境づくり
- (2) 高齢者等が安心して暮らせる環境の整備
  - ①高齢者等が安心して暮らせる環境の整備
  - ②貧困などさまざまな生活上の困難に直面する男女への支援
- (3) 生涯を通じたからだところの健康支援
  - ①自己決定の尊重
  - ②生涯を通じた健康支援
- (4) 女性に対するあらゆる暴力の根絶
  - ①女性に対するあらゆる暴力の根絶

## 4 具体的な取組内容

### テーマ1 意識を変える

#### (1) 男女間の意識を変える

##### ①意識改革と社会制度・慣行の見直し

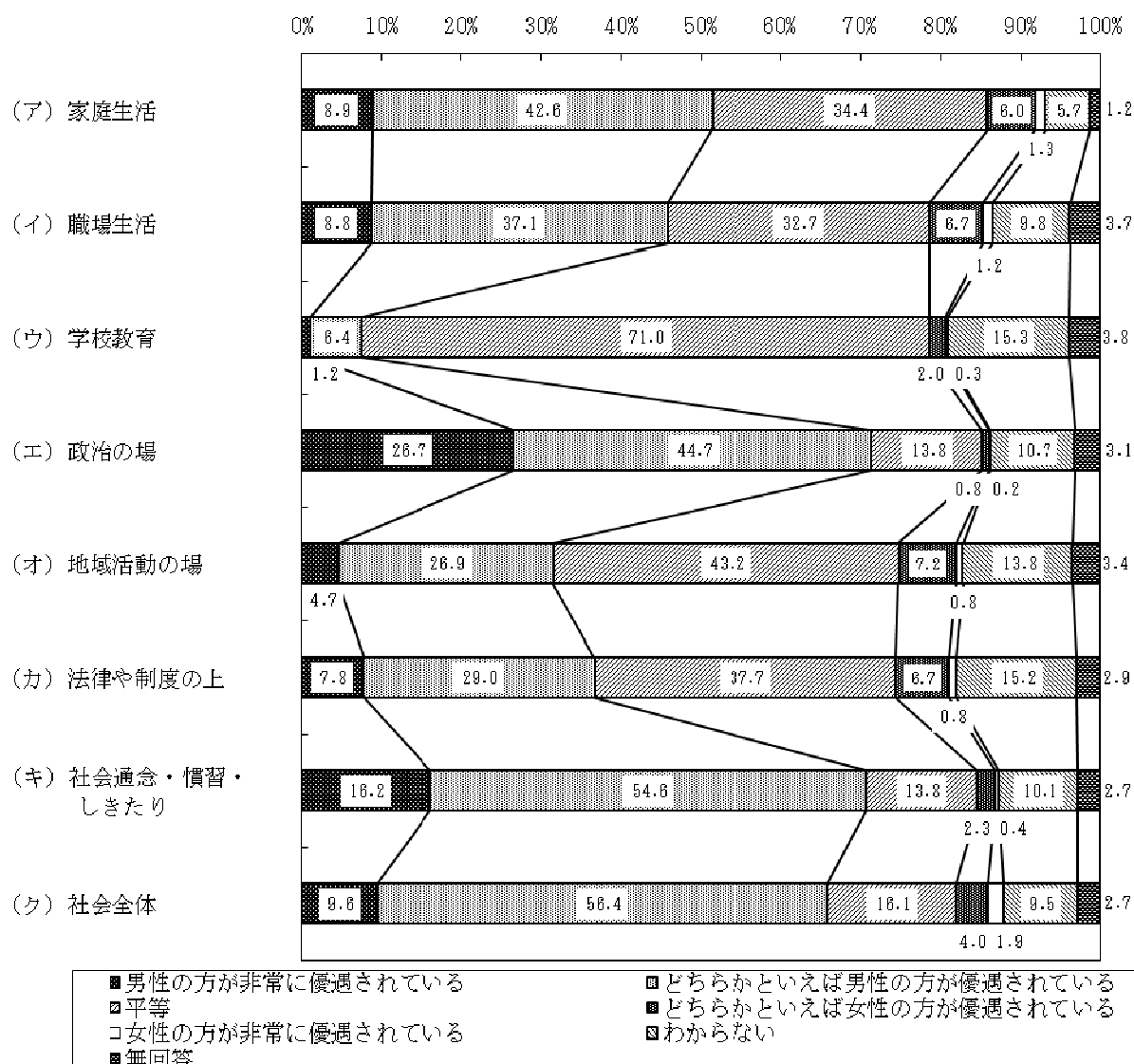
###### ア 現状と課題

男女の平等は、社会的にその一方が優遇されたり、あるいは一方に我慢を強いたりしているところには存在しません。

県民意識調査(※P.2)では、「社会全体」の男女平等意識に関して、66.0%の人が、「男性の方が優遇されている」と答えており、分野別で見ますと、「政治の場」で71.4%、「社会通念・慣習・しきたり」で70.8%、「家庭生活」の51.5%となっています。



## ■分野別の男女平等意識 [ N=1,015 ]

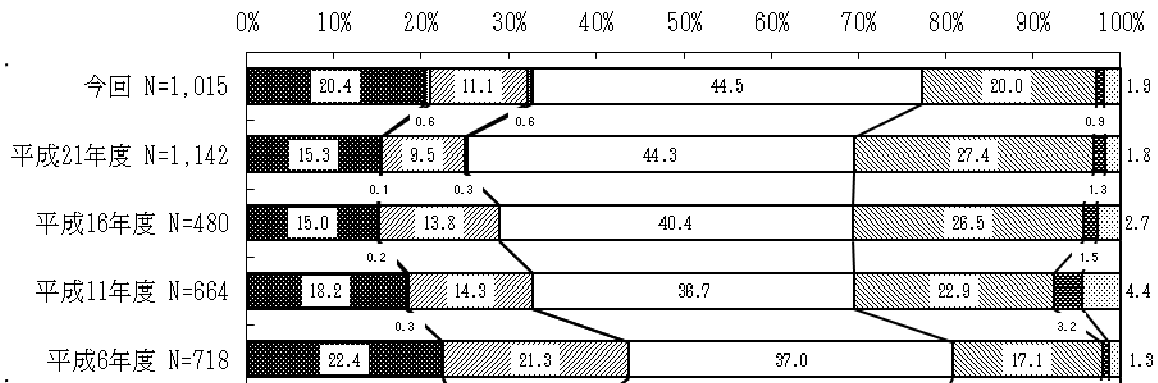


資料：高知県「平成26年度 男女共同参画社会に関する県民意識調査」

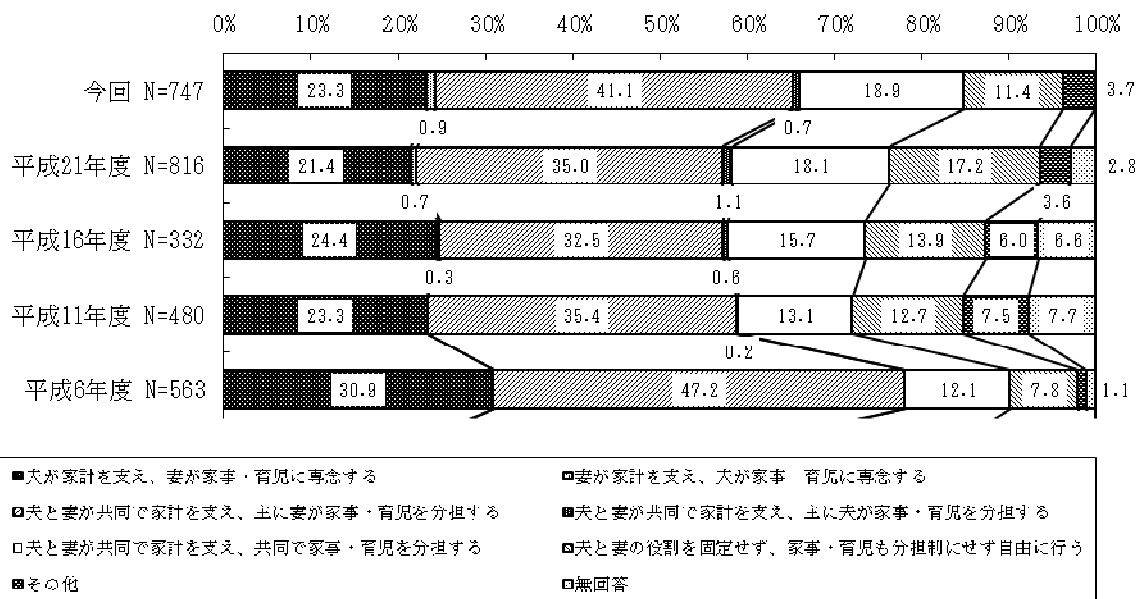
また、家庭における男女の役割分担に関しては、「夫が家計、妻が家事・育児」と「共同で家計、主に妻が家事・育児」とを合わせた「妻が家事・育児」を担当する割合は、理想では、これまで減少傾向にあったのが今回若干増加しております。また、現実については、平成11年度に大きく減少した後はほぼ横ばいの状態です。

また、「共同で家計、共同で家事・育児」については、理想と現実でともに割合が年々増加しているものの、現時点で、理想では44.5%と役割分担の中で一番割合が高く、一方で、現実では18.9%とまだそれほど高くないなど、理想と現実の数字に乖離がみられます。

## ■家庭における男女の役割分担の理想



## ■家庭における男女の役割分担の現実



資料：高知県「平成 26 年度 男女共同参画社会に関する県民意識調査」

意識改革がまだ十分に進んでいない主な理由としては、人々の意識の中に長い時間をかけて形づくられてきた性別に基づく固定的な役割分担意識が、未だに根強く残っており、その解消が容易ではないことや、男女共同参画があらゆる立場の人々にとって必要という認識が広がらなかったことなどがあげられます。

女性と男性には違いがありますが、その違いを根拠に生き方を制限されたり、役割を強制されたりしてはいないでしょうか。

今後とも、男女共同参画に係る実態の把握に努めるとともに、意識啓発や制度・慣行の見直しを進めるための効果的な広報・啓発などをさらに進めることが必要です。

## イ 取組の方向と具体的な取組

- ◆男女平等の視点から、女性のおかれている状況を的確に把握するため情報を収集、整理するとともにその結果を公表します。
- ◆県の取組が、男女共同参画社会の実現に及ぼす影響について調査を行うとともに、市町村においても同様の取組が行われるよう要請します。
- ◆人権尊重と男女共同参画の推進のため、研修や広報・啓発を行うとともに、市町村においても同様の取組が行われるよう支援します。
- ◆市町村における男女共同参画計画の策定が進むことは、県全体における男女平等が進むことにつながることから、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に定める推進計画と併せて積極的に策定を働きかけます。
- ◆こうち男女共同参画センター「ソーレ」を中心とした、研究・調査を実施するとともに、男女共同参画の視点から、研修や広報・啓発を行い、社会制度や慣行、役割の分担などを見直すことを促します。

### 具体的な取組

取組の内容	担当課
男女共同参画社会に関する県民意識調査の実施（5年ごと）	県民生活・男女共同参画課
男女別統計資料の充実	県民生活・男女共同参画課 ほか関係課
男女共同参画に関する統計データ収集・提供	こうち男女共同参画センター ソーレ
市町村が行う行政施策影響調査への支援	県民生活・男女共同参画課
県職員への男女共同参画に関する研修の実施	県民生活・男女共同参画課
教職員等への男女共同参画に関する研修の実施	教育政策課、人権教育課
市町村人権啓発・人権教育担当研修の実施	人権課、人権教育課
子どもの発達段階に応じた人権（女性）教育の推進	人権教育課、幼保支援課
地域・職場における人権（女性）研修の実施	人権課、人権教育課
県民への男女共同参画・女性問題に関する啓発・広報（情報誌、ホームページ、メールマガジン等による広報）	人権課、こうち男女共同参画センターソーレ
人権（女性）に関する実態調査と公表	人権課、こうち男女共同参画センターソーレ
市町村における男女共同参画計画策定促進及び策定支援	県民生活・男女共同参画課
市町村における女性活躍推進法に定める推進計画の策定支援	県民生活・男女共同参画課
市町村が行う女性の人権に関する啓発事業の支援	人権課、県民生活・男女共同参画課
民間団体が行う女性の人権に関する啓発事業の支援	人権課、県民生活・男女共同参画課

男女共同参画に関する苦情の申出・処理制度の充実	県民生活・男女共同参画
市町村職員への男女共同参画・女性問題に関する研修の実施	県民生活・男女共同参画課
女性リーダーの養成	こうち男女共同参画センター ソーレ

#### 目標値

項 目	H 2 1 年度	H 2 6 年度	H 3 2 年度 目標値
男女共同参画計画策定市町村の割合	50.0% (17 市町村)	55.8% (19 市町村)	〇% (〇市町村)
県職員への男女共同参画・女性問題に関する研修への参加所属数	36 所属	109 所属	全所属

#### モニタリング指標

項 目		H 2 1 年度	H 2 6 年度
実生活での男女平等意識（社会通念・慣習・しきたりで男性が優遇されていると感じている人の割合）（再掲）		(H21 年調査値) 70.7%	(H26 年調査値) 70.8%
家庭における現実の夫婦の役割分担（夫と妻が共同で家計を支え、共同で家事・育児を分担する割合）		18.1%	18.9%
実生活での男女平等意識（男性が優遇されていると感じている人の割合）		(H21 年調査値)	(H26 年調査値)
	家庭生活	53.0%	51.5%
	職場生活	46.3%	45.9%
	社会通念・慣習・しきたり	70.7%	70.8%
	社会全体	64.9%	66.0%

## ②メディアにおける男女共同参画の推進

### ア 現状と課題

メディアは、人々の意識形成にさまざまな形で影響を与えています。テレビや雑誌などのメディアが多様化していることに加えて、インターネットの普及により、個人が広く情報を集めることも伝えることも可能になっています。メディアは、男女共同参画社会の普及、啓発を進めていくうえでも、大きな役割を担うものと期待されます。

しかし、メディアにおける情報の中には、女性と男性の自由な生き方を妨げることにもつながりかねない、「女だから」「男だから」といった男女の固定的な役割分担意識に基づいた伝え方をしている事例や、女性や子どもをもっぱら性的ないしは暴力行為の対象として捉え

た表現も見受けられます。

表現の自由はもちろん保障されなければなりません。一方でそうした表現が、性別による固定的な役割分担意識を植えつけたり、女性や子どもの人権を侵害したりしないようにするとともに、性や暴力表現については、青少年やそのような表現に接することを望まない人への配慮もなされなければなりません。

また、情報の送り手はもちろん、受け手の側においても、常に人権の尊重や青少年の健全育成に配慮することが求められます。

## イ 取組の方向と具体的な取組

- ◆男女共同参画の視点に立ち、また、女性の人権等に配慮した適切な表現がなされるよう、メディアの取組を促すとともに、触れたくない情報に接しない自由に配慮する環境づくりに努めます。
- ◆行政自らの広報活動においても、男女共同参画の視点と女性の人権等に配慮した適切な表現に努めます。

### 具体的な取組

取組の内容	担当課
メディアへの男女共同参画や女性の人権等に関する情報の提供	広報広聴課ほか関係課
男女共同参画や女性の人権等に関わる表現についてのメディアに対する要望	広報広聴課、人権課 県民生活・男女共同参画課
男女共同参画の視点に立った広報作成の手引きの普及	県民生活・男女共同参画課
青少年保護育成条例に基づく有害図書類の指定	児童家庭課

## ③国際規範の尊重と、国際交流を通じた男女共同参画への理解の促進

### ア 現状と課題

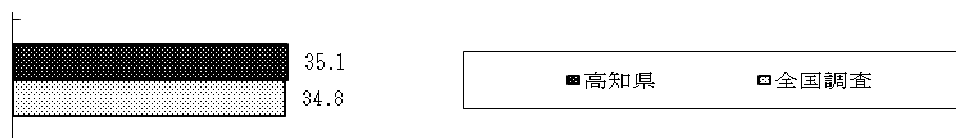
我が国における男女共同参画の取組は、国際婦人年（1975年）を契機に、国連を中心とした国際的な女性の地位向上に係る動きと連動して進められてきました。

その成果の一つである女子差別撤廃条約に関しては、国連の女子差別撤廃委員会から、我が国の女子差別撤廃条約実施状況第6回報告に対する最終見解（2009年）がだされ、一定の取組が評価されているものの、前回の最終見解（2003年）への取組が不十分と指摘されました。また、未実施事項への取組を要請されるなど、国際規範の国内実施において多くの課題が残されています。

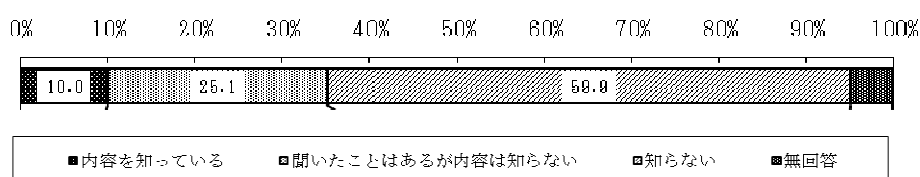
県民意識調査（※P.2）では、「女子差別撤廃条約を知っている」と答えた人の割合は、全国と比べほぼ同じであるが、59.9%の人が「知らない」と答えており、今後もさらに県民の皆さんへの周知を図っていく必要があります。

### ■男女共同参画関連用語等の周知度「全国調査との比較」

女子差別撤廃条約[高知：N=1,015、全国：N=3,033]



### ■男女共同参画関連用語等の周知度 女子差別撤廃条約 [N=1,015]



資料：高知県「平成26年度 男女共同参画社会に関する県民意識調査」

## イ 取組の方向と具体的な取組

- ◆国際規範を尊重し、その周知と浸透に努めます。
- ◆国際交流を通じて、諸外国の社会や文化を学び、国際的な視点から男女共同参画への理解を深めます。

### 具体的な取組

取組の内容	担当課
女子差別撤廃委員会からの最終見解や女子差別撤廃条約選択議定書等の県民への周知と浸透を図る	県民生活・男女共同参画課
国際化時代にふさわしい人づくり（高知県国際交流協会）	国際交流課
交流イベントや異文化理解講座の開催（高知県国際交流協会）	国際交流課

### モニタリング指標

項目	H21年度	H26年度
女子差別撤廃条約を知っていると答えた人の割合	(H21年調査値) 40.2%	(H26年調査値) 35.1%

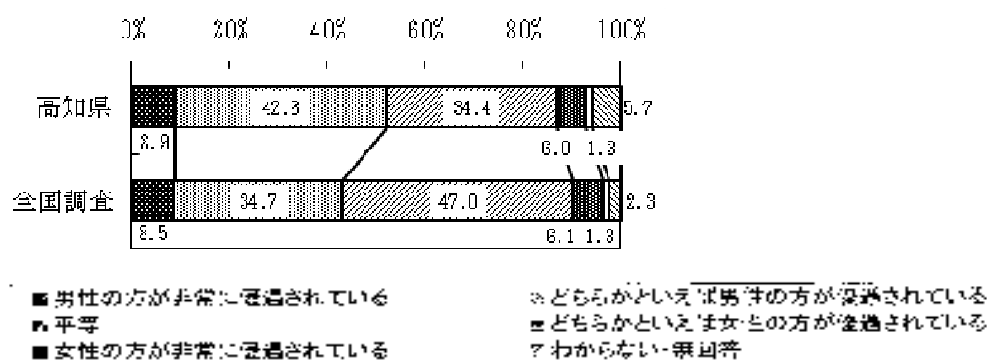
## (2) さまざまな場での意識を変える

### ①家庭での男女共同参画の浸透

#### ア 現状と課題

家族の一人ひとりが互いに人格を尊重しあい、その尊重の上に家庭生活は成り立つものです。しかし、県民意識調査（※P.2）では、多くの人が家庭生活中で不平等感を感じています。

■分野別の男女平等意識（全国調査との比較） 家庭生活 【高知：N=1,015、全国：N=3,033】



資料：高知県 「平成26年度 男女共同参画社会に関する県民意識調査」

子どもは親を見て育ちます。父親が家事や子育てなどを一切母親にまかしている家庭の子どもは、夫婦の役割をそうしたものと受け止めるでしょう。また、夫婦が共同して家事、子育てにあたる家庭では、そうした姿が夫婦のあり方と受け止めて育ちます。

夫婦は家庭を維持する責任を平等に負っています。経済的な面でのみ責任を果たせばそれで足りるということではありません。

家族の形態や個人のライフスタイルが多様化する中で、単身世帯や、母子世帯、父子世帯といった「ひとり親世帯」の増加、雇用・就業構造の変化など、さまざまな家庭の形態への対応が必要となっています。

## イ 取組の方向と具体的な取組

- ◆家庭における固定的な男女の役割意識を改めるよう促し、子どものごころからの男女共同参画の理解を促進します。
- ◆家庭生活における男女平等意識の向上のため、また、女性が本人の希望に応じて働き続けることのできる環境整備のため、さまざまな学習機会の提供や意識啓発により、男性の積極的な家事・育児・介護への参加を促します。

### 具体的な取組

取組の内容	担当課
県民への男女共同参画・女性問題に関する啓発・広報（再掲）	人権課、こうち男女共同参画センターソーレ
男性の家事・育児・介護への参加促進のための普及啓発	県民生活・男女共同参画課
男性対象講座の開催	こうち男女共同参画センターソーレ
家事・介護の実践講座の開催（男女共同参画に関する講演・講座等）	地域福祉政策課、こうち男女共同参画センターソーレ
父親の育児参加のための啓発	少子対策課
介護支援情報の提供・広報・啓発	地域福祉政策課、高齢者福祉課

### モニタリング指標

項 目		H 2 1 年度	H 2 6 年度
家事労働時間（県平均：1日平均：15歳以上）		(H18年調査値)	(H23年調査値)
	女性の平均	154分	152分
	男性の平均	24分	23分



## ②学びの場での男女共同参画の推進

### ア 現状と課題

保育所や幼稚園、学校など学びの場での男女平等を基本とした教育は、性に関する教育も含めて、子どもたちの幼児期からその発達段階に応じて適切に進められなければなりません。

県民意識調査（※P.2）では、他の分野と比べ学校教育において、「平等」と感じている人の割合が高くなっています。（P.9参照）しかしながら、男女別の出席簿や卒業式の呼び名の順、男女の色分けなど、女性と男性を区別する必要がない場面においても、区別している事例なども見受けられることから、固定的な性別役割分担意識にとらわれない男女の人権を尊重する教育を、さらに進めていかなければなりません。

また、教職員自ら育児休業を取得するといったことは、子どもや保護者に男女共同参画を浸透させるうえで意義があると考えられます。

さらに、進路指導においても、性別にかかわらず個性や能力が発揮できるよう、男女共同参画の視点に基づき、一人ひとりの生徒が主体的に進路を選択できる能力や高い職業意識が育まれるよう、その改善・充実を図ることが大切です。

加えて、学校行事、PTA活動などにおける男女共同参画についても、一層進めていくことが求められています。

このように、子育てと学校教育全般について、もう一度見直し、男女平等と男女共同参画を推進する教育が行われるようにしていく必要があります。

### イ 取組の方向と具体的な取組

- ◆子どものころから男女の平等意識を育てていくため、学校などでの男女平等を基本とした教育を充実させます。
- ◆教職員等に対する男女共同参画の意識啓発を進めます。
- ◆性に対する正しい知識と異性に対する思いやりの心を育てます。
- ◆学校行事やPTA活動などにおいて男女がともに子どもにかかわれる取組を進めます。

#### 具体的な取組

取組の内容	担当課
男女平等や女性の人権に関する教育の充実	小中学校課、高等学校課、特別支援教育課、人権教育課
男女平等に関する小中高校生向け教材の作成	小中学校課、高等学校課、特別支援教育課、人権教育課
公立学校における男女混合名簿導入の推進	小中学校課、高等学校課、特別支援教育課、人権教育課

職域拡大を含めた個性と能力に応じた進路指導の充実	小中学校課、高等学校課、特別支援教育課
教職員等に対する男女共同参画に関する研修の実施（再掲）	人権教育課
子どもの発達段階に応じた性に関する教育の実施	健康対策課、スポーツ健康教育課
思春期相談センター「PRINK」における性に関する相談・啓発の実施	健康対策課
PTA 活動への男女共同参画の促進	生涯学習課

### モニタリング指標

項 目		H 2 1 年度	H 2 7 年度
男女混合名簿（出席簿）実施率		(H21 年実績)	(H27 年調査)
	公立幼稚園	72.0%	82.4%
	公立小学校	47.4%	61.2%
	公立中学校	32.8%	54.7%
	公立高等学校	59.6%	77.8%
	公立特別支援学校	92.3%	100.0%
高知県小中・高等学校 PTA 連合会の役員に占める女性の割合		10.0%	16.2%
公立小中高等学校の PTA 会長に占める女性の割合		13.2%	15.5%

### ③働く場での意識啓発

#### ア 現状と課題

男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法の施行やその後の改正などで、働く場での法や制度の整備は進んできましたが、賃金や昇進・昇格、仕事の内容などの男女間の格差やセクシュアル・ハラスメントやマタニティハラスメントなど女性の人権・人格を傷つける行為はまだまだ残っているのが現状です。

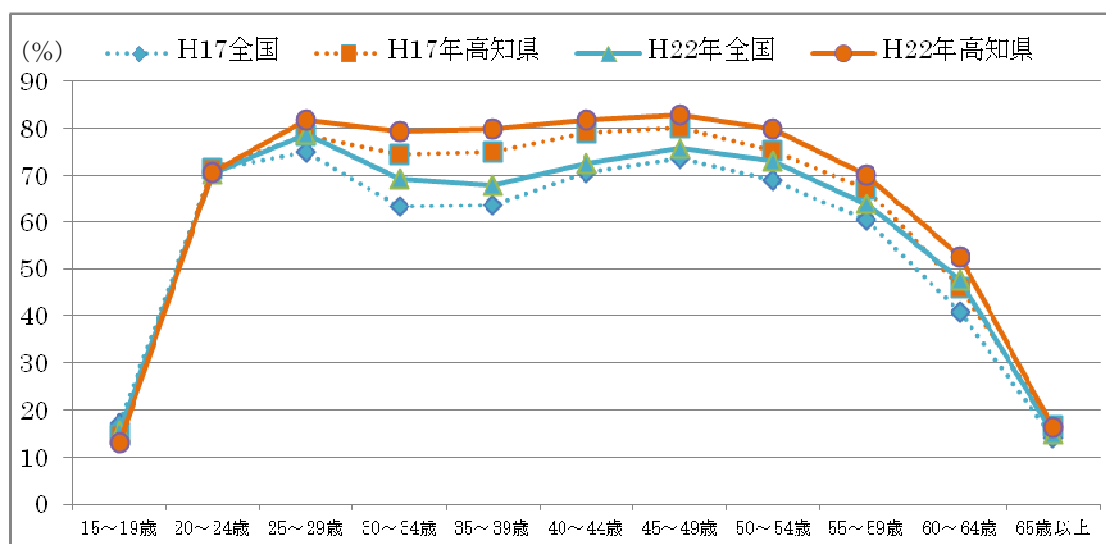
また、農林水産業や商工業などの自営業の分野では、対等な経営パートナーである女性への評価が十分ではありません。

平成22年国勢調査の結果では、高知県は、結婚した後も子育てをしながら働き続ける女性の割合が全国でも高く、女性の年齢階級別労働力率のグラフのM字曲線が全ての年齢層において全国平均を上回っている状況にあります。それでも出産を機に退職するなど、継続就業を望んでいる女性が就業を継続できるような雇用環境整備が進んでいないことなどから、結婚、出産、子育て期に就業を中断する女性も多く、男女の実質的な機会と待遇の均等が達成されていません。

女性と男性が同じ職場の仲間として対等、平等に働くことができるような環境をつくるためには、お互いに能力が発揮できる機会が確保されるとともに、あらゆる場面での意思決定に参画できなければなりません。

女性も男性もともに仕事と家庭生活の両立ができるよう、これまでの働き方を見直すとともに、事業主も雇用環境の整備に一層努める必要があります。

#### ■女性の年齢階級別労働力率の推移



資料：総務省統計局「平成22年国勢調査」

## イ 取組の方向と具体的な取組

- ◆男女平等の視点に立った研修などにより、職場からの意識啓発を促します。
- ◆ハラスメントのない、男女ともに働きやすい職場づくりに向けた意識啓発を行います。
- ◆従業員の仕事と家庭の両立を支援するイクボスを県内に普及します。

### 具体的な取組

取組の内容	担当課
女性登用等促進事業	県民生活・男女共同参画課
商工会議所・商工会、農業協同組合、漁業協同組合などの団体組織を通じた男女共同参画についての啓発促進	経営支援課、協同組合指導課、水産政策課
人権啓発に関する企業リーダー養成講座の実施	人権課
企業等への外部講師派遣事業の実施（出前講座事業等）	人権課、こうち男女共同参画センターソーレ、少子対策課
県職員等へのセクシュアル・ハラスメント防止のための研修・啓発の実施	行政管理課、教育政策課、警務課
イクボスの県内普及 による意識啓発	県民生活・男女共同参画課
仕事と家庭の両立のための広報・啓発促進	雇用労働政策課、少子対策課、 県民生活・男女共同参画課
労働関係法令等の広報・啓発・周知	雇用労働政策課

### イクボス

「イクボス」とは、部下の仕事と家庭の両立を支援し、自らも仕事と生活の充実に取り組む上司（経営者・管理職）のことを指します。

## ④地域での意識啓発

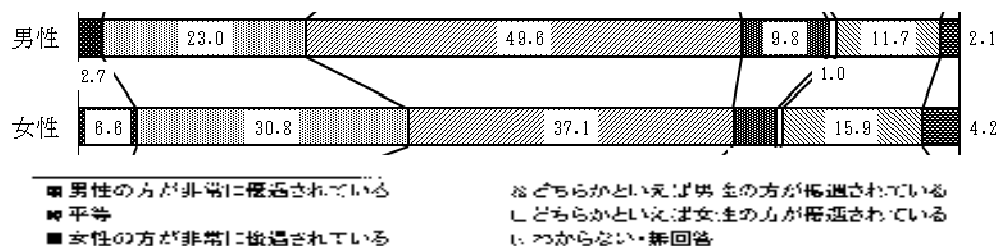
### ア 現状と課題

私たちの周りでは、町内会やPTAはもちろん、NPOやボランティアなど、私たちの普段の生活に欠かせないものから、地域の行事や互助にかかわるもの、災害や緊急時にきめ細かな力を発揮するものなどさまざまな活動が行われています。

こうした地域活動は、住民一人ひとりが主体となって担っていくことで、より豊かで住みよい地域づくりにつながっていきます。ただ、現実の状況を見ますと、自治会や地域おこし・まちづくり・観光、子育て支援活動などが、特定の性や年齢層で担われていたり、組織の役員構成や意思決定などが男性中心であったり、行事の役割分担が性別によって決められてしまうといったことも見受けられます。

県民意識調査（※P.2）でも、「地域活動の場」で「男性の方が優遇されている」と答えた割合は、女性 37.4%、男性 25.7%と女性の方が 11.7 ポイント上回っています。さまざまな地域活動に男女がともに参画するため、意識啓発に取り組むとともに、男女が共に参画するさまざまな地域活動を進めていきます。

#### ■分野別の男女平等意識（男女別比較）地域活動の場 [N=1,015]



資料：高知県「平成 26 年度 男女共同参画社会に関する県民意識調査」

### イ 取組の方向と具体的な取組

- ◆男女が互いに地域を担えるよう、地域での意識啓発を進めます。
- ◆こうち男女共同参画センター「ソーレ」において、地域の男女共同参画社会づくりの中核を担うリーダーや、男女共同参画の視点を持った人材の育成を図ります。

#### 具体的な取組

取組の内容	担当課
NPO、ボランティア団体、自治会、スポーツ団体、女性活動団体等の育成・支援	県民生活・男女共同参画課 地域福祉政策課
男女共同参画に関する県民への研修の実施（出前講座事業、公民館活動等）	こうち男女共同参画センター ソーレ、生涯学習課、

男女共同参画に関する情報の提供（情報誌、ホームページ、メールマガジン等による広報）	こうち男女共同参画センター ソーレ
市町村が行う男女共同参画への意識啓発に対する支援	県民生活・男女共同参画課
市町村人権啓発担当者研修の実施（再掲）	人権課
企業等への外部講師派遣事業の実施（出前講座事業等）（再掲）	人権課、こうち男女共同参画センター ソーレ、少子対策課
人権（女性）に関する講座・研修会開催支援	人権課、人権教育課
女性のチャレンジ・エンパワーメント支援	こうち男女共同参画センター ソーレ
女性リーダーの養成(再掲)	こうち男女共同参画センター ソーレ

## テーマ2 場をひろげる

### (1) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

#### ①行政への女性の参画の促進

##### ア 現状と課題

自治意識の高まりや地方分権の広がりの中で、県や市町村の行政の政策・方針の決定に住民の参画が欠かせないものになっています。行政機関の政策・方針決定の手法や手続の中にはパブリックコメントなどのほか、審議会等を設置して委員から意見を聴く、あるいは方針を示してもらおうといったことがあります。

その審議会等が、住民の声を正しく反映し、地域の将来を見通した判断をするためには、委員の構成が偏りのない適切なものであることが必要です。その要素のひとつが男女共同参画です。女性が社会の構成員の半分を占めることから、女性委員の参画を進め、多様な視点や新たな発想を取り入れていくことが必要となります。

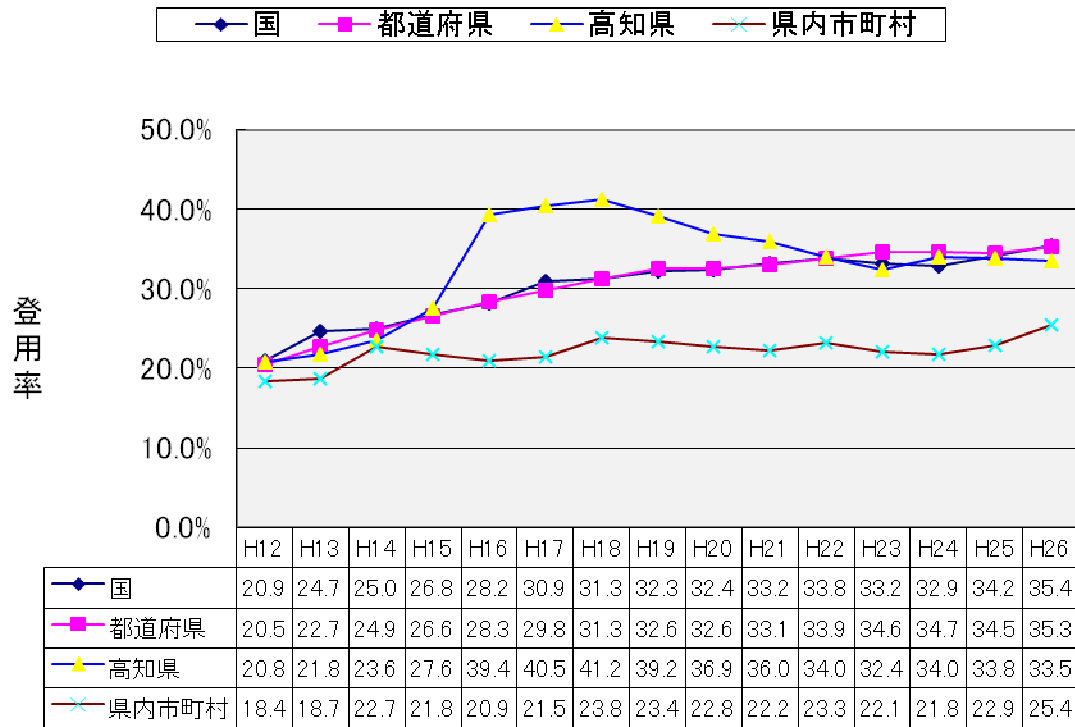
県の審議会等に占める女性委員の割合は、一定上昇し、国や全国平均を上回るといった前進は見られましたが、平成18年度の41.2%をピークに漸減傾向で、平成26年度は33.5%おり、目標である均衡には、まだ開きがあります。また、県内市町村では、25%程にとどまっています。

その背景には、審議会等の設置目的や役割を踏まえた委員の人選を進めるうえで、関係団体等の代表が男性であることが多いことや、弁護士、医師、大学教員をはじめ、専門的知識を必要とする分野への女性の進出がまだ少ないことなどがあります。

こうしたことから、女性人材の育成や掘り起こしを一層進めるとともに、委員を選出する関係団体や企業等に対し、男女共同参画の重要性への理解の促進と女性の積極的登用へのさらなる協力を求めていく必要があります。

また、行政機関の内部においては、女性公務員の登用や活用、職域の拡大とその能力開発に積極的に取り組み、男女共同参画を進めていくことも必要です。

■審議会委員への女性の登用率



資料：高知県「平成 26 県民生活・男女共同参画課調べ」



## イ 取組の方向と具体的な取組

- ◆ 県の審議会等の委員への女性の参画を積極的に進めます。
- ◆ 女性県職員や教職員の能力開発を支援するとともに登用や活躍、並びに職域の拡大を一層進めます。
- ◆ 市町村における政策・方針決定過程への女性の参画が進むよう支援します。

### 具体的な取組

取組の内容	担当課
県の審議会等の委員への女性の参画推進	県民生活・男女共同参画課ほか 審議会等設置所属
人材リストの整備と活用促進	県民生活・男女共同参画課
女性リーダーの育成(再掲)	こうち男女共同参画センター ソーレ
女性県職員の登用、活躍の推進	人事課、教育政策課、警務課
学校現場における女性教職員の登用促進	教職員・福利課
女性活躍推進法に基づく事業主行動計画策定	人事課ほか関係課
男女共同参画の取組に関する広報、啓発、情報の提供(情報誌、ホームページ、メールマガジン等による広報)	こうち男女共同参画センター ソーレ
市町村人権啓発・人権教育担当者研修の実施(再掲)	人権課、人権教育課
市町村の女性管理職への登用促進	市町村振興課
市町村の審議会等委員への女性の参画促進	県民生活・男女共同参画課

### 目標値

項 目	H 2 1 年度	H 2 6 年度	H 3 2 年度 目標値
県の審議会等の委員の男女構成 (女性委員の割合)	36.0%	33.5%	均衡

### モニタリング指標

項 目	H 2 1 年度	H 2 6 年度
地方議会に占める女性議員の割合	10.8%	10.8%
県職員(知事部局)に占める女性の割合	26.8%	30.7%
県職員(知事部局)の管理職員に占める女性の割合	5.3%	7.9%
公立小学校教員管理職に占める女性の割合	25.4%	28.0%
公立中学校教員管理職に占める女性の割合	6.4%	5.9%
公立高等学校教員管理職に占める女性の割合(通信制を除く)	9.6%	15.4%

市町村職員に占める女性の割合	31.6%	35.0%
市町村の管理職員に占める女性の割合	12.4%	15.0%
市町村の審議会等委員に占める女性委員の割合	22.2%	25.4%

### 婦人参政運動の先駆者 楠瀬喜多（くすのせ きた）

「民権ばあさん」の名で知られている喜多は、「女にも参政権を！」と訴えた我が国最初の女性として有名です。

喜多が家督を継いだ当時は、江戸時代から明治維新に変わったものの庶民の暮らしはよくなり、自由民権運動が高まっていきました。そのリーダー板垣退助、片岡健吉、植木枝盛たちが「立志社」を設立し運動を展開した頃です。

喜多は、明治11年、「戸主として納税しているのに女であるというだけで選挙権がない」として、男女平等と区議員選挙での投票権を主張しました。

喜多のこの時の主張は受け入れられなかったものの、2年後、上町と小高坂村で婦人の参政が実現しています。



高知市上町の第四小学校正門わきに設立された「婦人参政権発祥の地」の碑

## ②団体・組織への女性の参画の促進

### ア 現状と課題

平成 26 年 4 月に内閣府がとりまとめた調査では、本県は管理的職業従事者に占める女性の割合は、21.8%であり、全国 1 位となっていますが、十分とは言えない状況です。

女性の経営への参画は多様な価値観からなる新たなサービス、製品の創出を促します。現在働いている女性が、出産・育児でやむをえず退職することなく、かつ、培われたキャリアや女性ならではの視点など、能力を十分に発揮できるような支援が重要です。

また、農林水産業においても女性は、それぞれの産業の重要な担い手であり、地域社会の活性化に大きく貢献しているにもかかわらず、農業委員会や農業協同組合など、地域における政策・方針決定過程への女性の参画は徐々に増加しているものの、その比率はまだ低いものとなっています。

高知県の農協及び漁協における正組合員に占める女性の割合は農協 29.8%、漁協 9.4%であるにもかかわらず、役員に占める女性の割合は農協 8.0%、漁協 1.3%と低く、まだまだ生産・経営の方針決定が男性中心に行われています。

また、商工会議所・商工会の役員に占める女性の割合は 9.9%と、方針を決める会長などの代表は男性が務めることが多く、団体や組合の代表における女性の割合が低い状況が続いています。

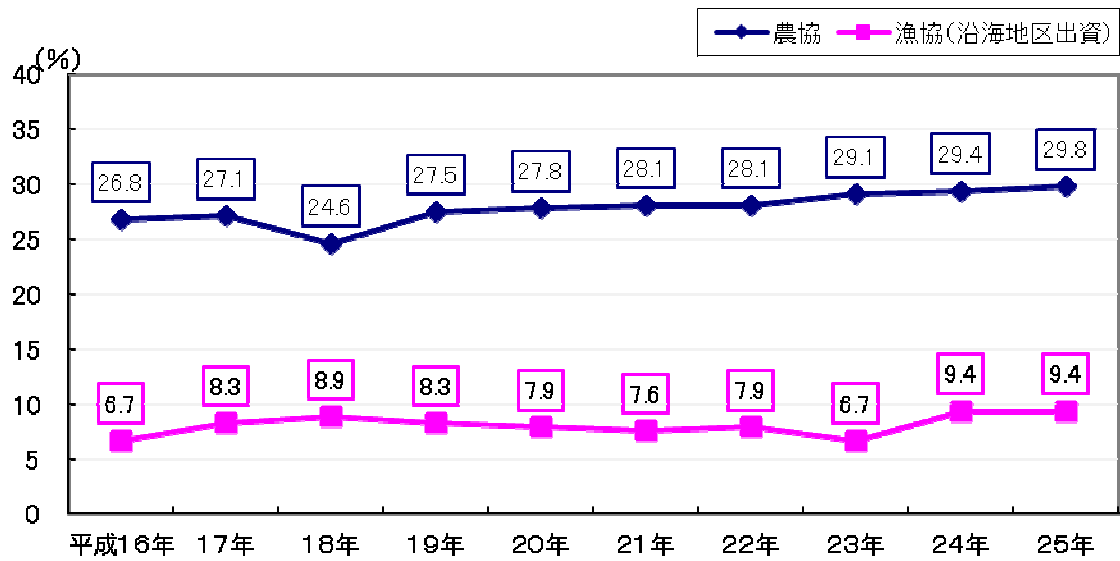
このため、企業のみならず、社会のあらゆる分野についてこれまで以上に積極的な女性の登用や活用が望まれます。

### ■管理職的職業従事者に占める女性の割合（上位 5 団体）

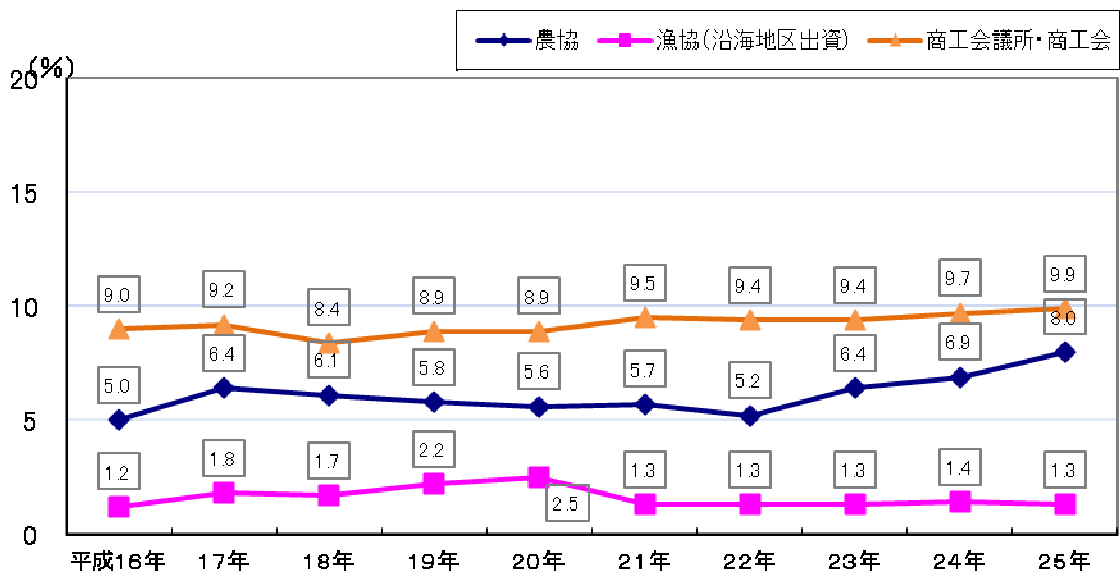
管理的職業従事者に占める女性の割合 (%)		
1	高知県	21.8
2	青森県	20.3
3	和歌山県	18.4
4	徳島県	17.4
5	熊本県	17.2
	全国	13.4

資料：内閣府「H26 年 地域経済の活性化に向けた女性の活躍促進について」

■農協及び漁協における正組合員に占める女性の割合の推移（高知県）



■農協、漁協及び商工会議所・商工会における役員に占める女性の割合の推移（高知県）



資料：統計課「県政の主要指標（高知県における男女共同参画関連指標）」

## イ 取組の方向と具体的な取組

- ◆ 各種の団体、組織への、女性の一層の参画、登用を促します。
- ◆ 経済団体と連携し、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に定める事業主行動計画策定の働きかけなどにより、企業等における女性の登用等を促進します。

### 具体的な取組

取組の内容	担当課
女性登用等促進事業	県民生活・男女共同参画課
商工会議所女性会・商工会女性部の育成と活動支援	経営支援課
農業協同組合女性部の育成と活動支援	協同組合指導課
漁業協同組合女性部の育成と活動支援	水産政策課
各組織に対する広報啓発、情報提供	協同組合指導課、水産政策課
女性による地域防災活動の育成と支援	消防政策課
女性リーダーの育成（再掲）	こうち男女共同参画センター ソーレ
大学生に向けたキャリア形成支援事業（男女共同参画に関する講演・講座）	こうち男女共同参画センター ソーレ

### 目標値

項 目	H 2 1 年度	H 2 6 年度	H 3 2 年度 目標値
女性活躍推進法に規定する事業主行動計画策定企業数（101人以上300人以下）	—	—	〇社

### モニタリング指標

項 目	H 2 1 年度	H 2 6 年度
農業協同組合の正組合員に占める女性の割合	28.1%	30.0%
農業協同組合の役員に占める女性数	16 農協 21 人	15 農協 29 人
女性農業委員数	30 人	51 人
商工会議所・商工会の役員に占める女性の割合	9.5%	9.8%
漁業協同組合（沿海地区出資）の正組合員に占める女性の割合	7.6%	9.6%

## (2) 働く場をひろげる

### ①職場における男女の均等な雇用機会と待遇の確保

#### ア 現状と課題

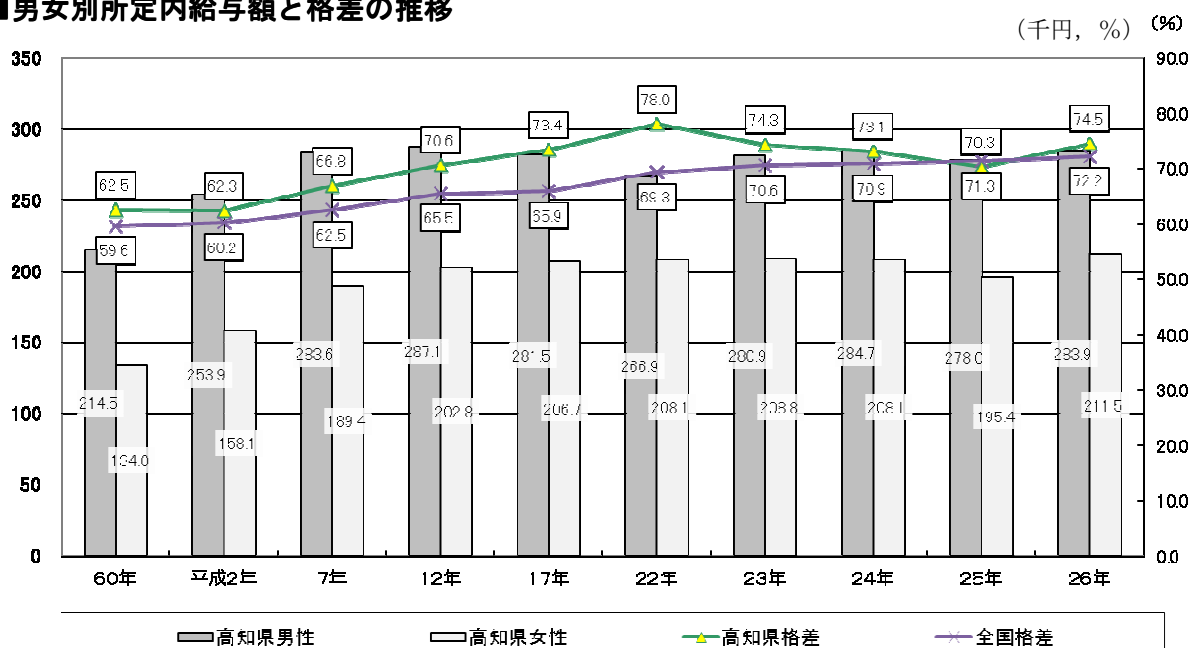
平成9年の男女雇用機会均等法の大幅な改正により、募集や採用、配置や昇進など雇用のあらゆる場面で女性に対する差別が禁止されました。さらに、平成18年の改正では、男性に対する差別や、降格、職種変更、パートへの変更などの雇用形態の変更、退職勧奨、雇止めについての差別、また間接差別も禁止するなど男女差別禁止の範囲が拡大されました。

しかし、実際には、職場での配置や昇進・昇格、賃金などでまだまだ男女間の不平等な取扱いが残っています。

平成22年国勢調査の結果では、高知県は全国と比べても、結婚、出産後も働き続ける女性の割合が高いものの、平成24年に総務省統計局が行った「就業構造基本調査」では、パートタイムなど、非正規雇用労働者の割合が男性のそれに比べ約3倍となっています。その原因は、働き手や稼ぎ手は男性で、女性は家計の補助の目的であるという、固定的な性別役割分担意識がまだまだ残っていることや、事業主の側に女性の能力を活かしていかうとする意識が低いこと、出産、子育てにかかる期間が仕事のうえで女性に不利にはたっていることなど、さまざまあると思われます。

すべての労働者が、性別にかかわらずその能力を十分に発揮し、多様でかつ柔軟な働き方を選択することができる社会の実現を進めていく必要があります。

#### ■男女別所定内給与額と格差の推移



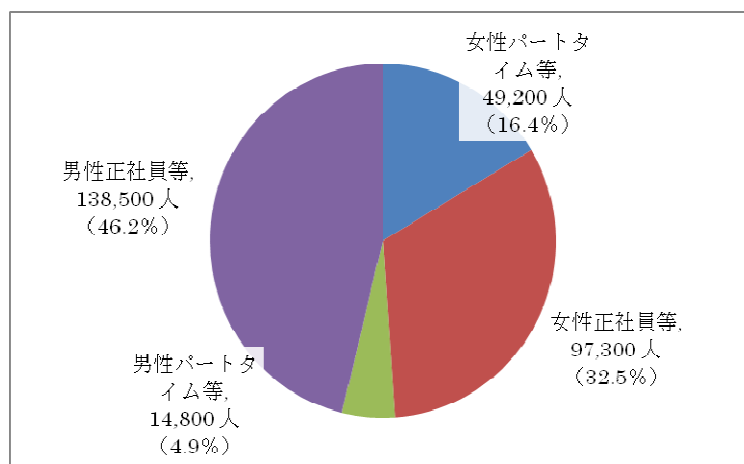
資料：厚生労働省「平成26年 賃金構造基本統計調査」

※所定内給与額とは、きまって支給する現金給与額から超過労働給与額（時間外勤務手当、深夜勤務手当、休日出勤手当、宿日直手当等）を差し引いた額。

※一般労働者とは、常用労働者のうち短時間労働者を除いた労働者。

※□内の数値は、男性一般労働者の所定内給与額を100.0としたときの、女性一般労働者の所定内給与額の値。

## ■雇用者に占めるパートタイム等労働者の割合（高知県）



資料：総務省統計局「平成24年 就業構造基本調査」

## イ 取組の方向と具体的な取組

- ◆多様な就業形態や休業制度の拡充等を促すことで、職域拡大を促進し、働くことを希望する者の雇用の場をひろげます。
- ◆男女の平等な待遇を促します。
- ◆若年者（女性・男性）の就労を支援します。
- ◆県内企業との連携協力を推進し地域産業の担い手となる人材の育成を支援します。

### 具体的な取組

取組の内容	担当課
女性登用等促進事業	県民生活・男女共同参画課
仕事と家庭の両立のための広報・啓発促進（再掲）	雇用労働政策課、少子対策課、 県民生活・男女共同参画課
労働関係法令等の広報・啓発・周知（再掲）	雇用労働政策課
人権啓発に関する企業リーダー養成講座の実施（再掲）	人権課
就職支援相談センター（ジョブカフェ）事業の充実	雇用労働政策課
人材の育成（地域産業の担い手、起業支援）	産学官民連携センター（ココプラ）、雇用労働政策課

## モニタリング指標

項 目	H 2 1 年度	H 2 6 年度
雇用労働者総数に占める女性の割合	(H17 年国勢調査) 48.6%	(H22 年国勢調査) 50.2%
男女間の賃金格差(男性一般労働者の所定内給与額を 100 としたときの、女性一般労働者の所定内給与額の値)	76.9%	72.8%

## ②能力開発と就業・復職の支援

### ア 現状と課題

平成 26 年 4 月に、内閣府が取りまとめた調査では、本県は、有業者（働いている人）に占める女性の割合は、46.7%、また、起業した方に占める女性の割合は、18.2%と、いずれも全国 1 位となっています。しかしながら、その一方で、出産や育児を理由に退職される女性も多くいらっしゃることも確かです。県民意識調査では、「理想的な女性の働き方」の実現のために必要な行政の取り組みとして、約 3 割（29.7%）の方がいったん退職した女性への再就職の支援と回答されています。また、女性は企業内における教育訓練の機会が男性に比べて少なく、出産や子育て、介護のために一定期間職を離れてからの再就職や復職がむずかしいなど、必ずしも恵まれた就業環境にあるとはいえません。

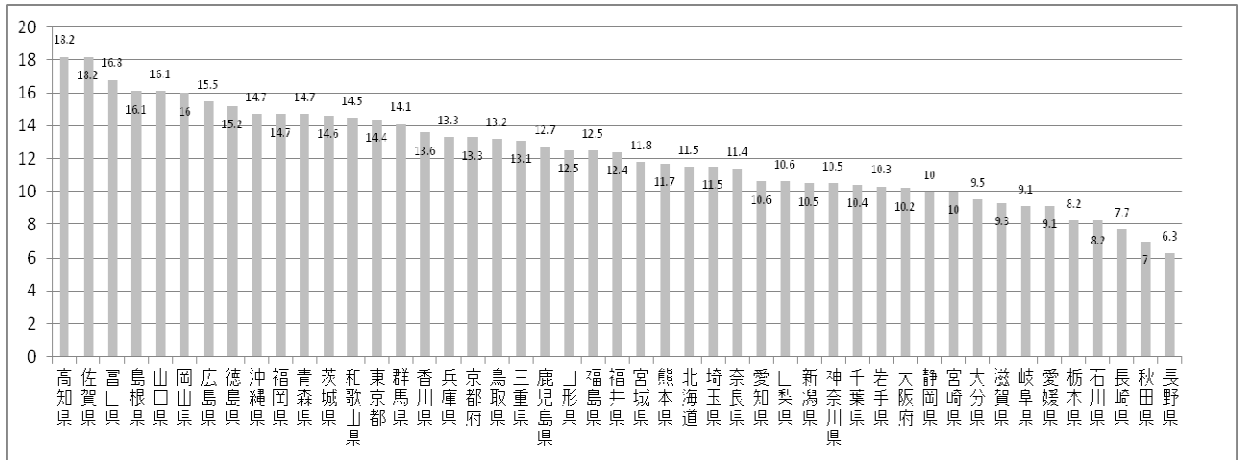
こうしたことから、結婚や出産・育児など様々なライフステージを迎える女性が希望に応じて柔軟に働くことができ、また、その能力やキャリアを十分に発揮していくことができるような支援、体制整備がますます重要となっています。

### ■有業者に占める女性の割合（上位 5 団体）

有業者に占める女性の割合 (%)		
1	高知県	46.7
2	宮崎県	46.4
3	熊本県	46.4
4	鹿児島県	46.1
5	長崎県	45.9
	全 国	43.0



## ■都道府県別起業者に占める女性の割合



資料：内閣府「平成 26 年地域経済の活性化に向けた女性の活躍促進について」

## イ 取組の方向と具体的な取組

- ◆働くことを希望する女性の再就職や復職をきめ細かく支援します。
- ◆出産や育児で離職した女性を積極的に雇用する企業を支援します。
- ◆起業なども含めた多様な働き方ができる就業の場をひろげます。

### 具体的な取組

取組の内容	担当課
女性就労支援事業	県民生活・男女共同参画課
職業能力開発訓練の充実	雇用労働政策課
人材の育成（地域産業の担い手、起業支援）（再掲）	産学官民連携センター（ココプラ）雇用労働政策課
テレワークによる就労機会づくりと地域の人材・事業者の育成	移住促進課
公共職業訓練（委託訓練事業）	雇用労働政策課
就職支談相談センター（ジョブカフェ）事業の充実（再掲）	雇用労働政策課
女性のための就業支援講座（女性のチャレンジ・エンパワーメント支援）	こうち男女共同参画センターソーレ
ひとり親家庭等自立支援事業	児童家庭課
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	児童家庭課
福祉人材センター運営事業、福祉研修センター事業	地域福祉政策課
介護福祉士等修学資金貸付事業	地域福祉政策課
福祉・介護職場体験事業	地域福祉政策課
保育士等人材確保事業	幼保支援課
保育士修学資金貸付事業	幼保支援課

看護の心普及・ナースセンター強化事業	医療政策課
女性医師復職支援事業費	医師確保・育成支援課
女性のための起業支援講座	産学官民連携センター（ココブラ）、こうち男女共同参画センターソーレ
出産後の女性再就職促進事業	雇用労働政策課

#### 目標値

項 目	H 2 1 年度	H 2 6 年度	H 3 2 年度 目標値
高知家の女性しごと応援室における就職率	—	—	〇%

#### モニタリング指標

項 目	H 2 1 年度	H 2 6 年度
管理的職業従事者に占める女性の割合	(17年調査値) 13.8%	(22年調査値) 16.7%

### ③農林水産業・商工業等、自営業における男女共同参画の推進

#### ア 現状と課題

農林水産業や商工業等の自営業の分野で女性は、生産や経営の実質的な担い手として重要な役割を果たしています。

しかし、一方では、旧来の価値観や固定的役割分担意識にとらわれ、対等な経営パートナーである女性への評価が不十分であり、女性自身にも職業人としての自立意識が育ちにくい環境となっています。このため、生産活動や地域の方針を決定する過程においては、女性の参画が遅れています。

そのため、女性が仕事にやりがいと魅力を感じ、積極的に経営参画できるよう、個々のライフステージに応じ、実践的な技術・経営・財務・労務の管理やマーケティング能力などの向上への支援が求められています。

また、家族内での就業条件の整備を図り、経営活動や地域での活動に主体的に参画する機会が確保されるよう環境整備に努める必要があります。

## イ 取組の方向と具体的な取組

- ◆家族労働における就業条件や環境を整えます。
- ◆女性の経済的地位の向上と経営への参画を進めます。

### 具体的な取組

取組の内容	担当課
農業・農村男女共同参画推進事業	環境農業推進課
商工団体等（商工会議所・商工会、農業協同組合、漁業協同組合）の女性組織の育成と経営への参加促進	経営支援課、協同組合指導課、水産政策課
創業のための融資制度	経営支援課
女性のための起業支援講座（再掲）	産学官民連携センター（ココブラ）、こうち男女共同参画センターソーレ
農業女性グループ、林業女性グループ、漁業女性グループの自主研修や交流活動の支援	漁業振興課、地域農業推進課、森づくり推進課
女性のチャレンジ・エンパワーメント支援	こうち男女共同参画センターソーレ
人材の育成（地域産業の担い手、起業支援）（再掲）	産学官民連携センター（ココブラ）

### モニタリング指標

項 目	H 2 1 年度	H 2 6 年度
家族経営協定締結農家数	443 戸	864 戸
農村女性リーダー認定数	284 人	308 人

### (3) 地域・防災分野における男女共同参画の推進

#### ①地域活動における男女共同参画の推進

##### ア 現状と課題

地域は、家庭とともに人々にとって最も身近な暮らしの場であり、そこでの男女共同参画の推進は、男女共同参画社会の実現にとって重要です。

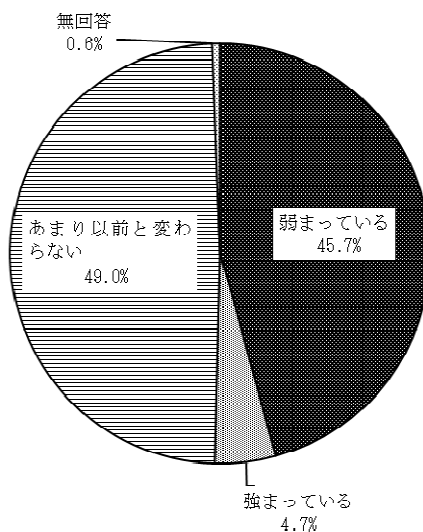
その地域においては、人口減少や高齢化が進み、人間関係の希薄化や、単身世帯の増加等のさまざまな変化が生じています。平成26年度に県が行った県民世論調査では、45.7%の方が地域での支えあいの力が弱まっていると答えており、男女がともに担わなければ地域社会が立ち行かなくなっています。こうした中、地域力を高め、持続可能な社会を築くためには、地域における男女共同参画が不可欠です。

しかしながら、固定的な性別役割分担意識が未だに残っていること、地域における意思決定過程への女性の参画の機会が乏しいこと、地域活動への参画について性別、世代に偏りがあること、地方公共団体における男女共同参画に関する推進体制が必ずしも十分でないことなどから、地域における男女共同参画が順調に進んでいない状況もみられます。

そのため、地域活動に関する情報の収集・提供などにより、住民意識を広げ、地域活動への参加を促すとともに、市町村やNPO等の取組を支援することが重要となってきます。

また、地域で男女共同参画の視点に立った実践的活動を進めることは、従来の知識習得や意識啓発中心の男女共同参画の取組にかかわりの薄かった団体や個人を含め、さまざまな活動を行うあらゆる人々にとって、男女共同参画の意義を実感するなど、身近な男女共同参画の推進につながります。

#### ■地域の支えあいの力



資料：高知県「平成26年 県民世論調査」

## イ 取組の方向と具体的な取組

- ◆市町村との連携のもと、自治会、まちづくり推進協議会など地域における多様な意思・方針決定過程への男女の参画状況の把握に努めるとともに、男女共同参画促進のための啓発を行います。
- ◆市町村が行う男女共同参画の取組やNPOとの協働を支援します。
- ◆さまざまな地域活動やボランティア、NPO等の活動、地域おこしやまちづくりなどの場での男女共同参画が進むよう、情報提供や意識啓発、人材育成の支援を行います。
- ◆こうち男女共同参画センター「ソーレ」を中心に、女性団体やNPOなどの活動を支援するとともに、センター利用者等のネットワーク化を図ります。

### 具体的な取組

取組の内容	担当課
市町村における男女共同参画状況の把握及び市町村との情報交換	県民生活・男女共同参画課
市町村が行う男女共同参画の取組の支援	県民生活・男女共同参画課
NPO やボランティア活動に関する情報の提供（ピッピネット/広報誌など）	県民生活・男女共同参画課、地域福祉政策課
NPO、ボランティア団体、自治会、スポーツ団体、女性活動団体等の育成・支援（再掲）	県民生活・男女共同参画課、地域福祉政策課
企業等への外部講師派遣事業の実施（出前講座事業等）（再掲）	こうち男女共同参画センター ソーレ
人材の育成（地域産業の担い手、起業支援）（再掲）	産学官民連携センター（ココブラ）
団体等の自主活動支援及び相互交流の促進（ソーレえいど事業等）	こうち男女共同参画センター ソーレ
観光ガイド育成事業による人材育成	おもてなし課

### モニタリング指標

項 目	H 2 1 年度	H 2 6 年度
NPO 法人における女性代表の割合	17.5%	17.3%

## ②防災分野での男女共同参画の拡大

### ア 現状と課題

本県は、将来必ず起こるとされている南海トラフ地震をはじめ、急峻な地形や降水量が多いことなどに起因する、災害が発生しやすい自然条件下にあることから、防災への取組は重要な課題です。

こうした防災への取組における政策・方針決定過程への女性のかかわりは、本県ではまだ十分ではありません。

また、過去の災害においては、避難所における、授乳コーナー・更衣室・専用トイレの設置、入浴への配慮など被災者のプライバシーの保護が十分ではなく、性差の違いに対応した支援ができていなかったことや、被災時には、病人の介護や子どもの世話、家の片付けなどの増大した家庭的責任が女性に集中するなどの問題が明らかになっています。

### イ 取組の方向と具体的な取組

- ◆防災対策に女性の視点を反映させ、地域防災の取組を進めます。
- ◆地域防災への女性のかかわりを促進します。
- ◆災害発生時において援護が必要な方々への適切な支援対策を進めます。
- ◆NPO や災害ボランティア等への女性の参画の促進のための情報提供を行います。

#### 具体的な取組

取組の内容	担当課
高知県防災会議等への女性の参画	危機管理防災課
女性防火クラブなど女性による地域防災活動への支援	消防政策課
NPO やボランティア活動に関する情報の提供（ピッピネット/広報誌など）（再掲）	県民生活・男女共同参画課、 地域福祉政策課
NPO、ボランティア団体、自治会、スポーツ団体、女性活動団体等の育成・支援（再掲）	県民生活・男女共同参画課、 地域福祉政策課

#### モニタリング指標

項 目	H 2 1 年度	H 2 6 年度
女性消防団員数	219 人	(H27.4.1) 297 人

## テーマ3 環境を整える

### (1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

#### ①雇用の場における子育て・介護環境の整備

##### ア 現状と課題

仕事は、暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらします。同時に、子育て・介護や、家庭、地域、自己啓発等の時間を持つことも生活のうえでは大切であり、その両方の充実があってこそ、人生の生きがいや喜びは倍増します。

働く人々一人ひとりが健康で、安心して仕事と子育て・介護などを始めとした様々な家庭生活を両立できる環境づくりにより、全ての従業員が働きやすい職場環境を構築すること、即ち、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現が大切なテーマとなっています。

県民意識調査（※P.2）の結果では、女性の望ましい働き方と思うものとして女性の25.1%が「結婚や出産に関わらず、仕事を続ける」と答えており、4人に1人が仕事を続けることを望んでいます。

その一方で、理想的な女性の働き方実現に必要なこととして、企業等職場では「仕事と家庭生活の両立に職場の理解が得られること」、家庭や地域では、「男性が家事・育児・介護に参加すること」と、仕事と家庭生活が両立できる環境づくりを求める回答が最も多くなっています。

また、育児休暇や介護休業など、制度的には女性も男性も子育て・介護の際に一定の休暇をとることは可能になっていますが、大半が女性による取得で、男性の取得は非常に少ない状況です。根強い固定的性別役割分担意識が存在する中、男性に多く見られる長時間労働や職場中心のライフスタイルが子育て・介護の家庭生活にかかわることを妨げる要因にもなっています。

多様なニーズに応じた子育て・介護に関する社会支援を充実し、仕事と生活の調和を進め、男女がその意欲と能力を活かして働き続けることのできる環境を整える必要があります。

##### イ 取組の方向と具体的な取組

- ◆子育て・介護が仕事と両立できる雇用環境の充実を促します。
- ◆従業員の仕事と家庭の両立を支援するイクボスを県内に普及します。
- ◆子育て・介護の後の職場への復帰や再就職の支援を充実させます。

## 具体的な取組

取組の内容	担当課
女性登用等促進事業	県民生活・男女共同参画課
イクボスの県内普及による意識啓発	県民生活・男女共同参画課
次世代育成支援認証制度の広報・普及促進	雇用労働政策課
労働関係法令等の広報・啓発・周知（再掲）	雇用労働政策課
高知県中小企業等融資制度の周知	経営支援課
県職員の育児休業等の取得促進	行政管理課、教育政策課、 教職員・福利課
県職員への介護休業制度の周知	行政管理課、教育政策課、 教職員・福利課
福祉介護就労環境改善事業	地域福祉政策課
高知家の出会い、結婚、子育て応援団への取組支援	少子対策課

## 目標値

項 目	H 2 1 年度	H 2 6 年度	H 3 1 年度 目標値
高知県次世代育成支援認証企業	51 社	122 社	170 社
県職員・県立学校教職員の育児休業	—	—	希望する全員
県職員・県立学校教職員の育児短時間勤務	—	—	希望する全員
県職員・県立学校教職員の配偶者の出産休暇	—	—	1 日以上取得 100%
県職員・県立学校教職員の男性職員の育児参加休暇	—	—	1 日以上取得 100%

## ②家庭や地域における子育て・介護環境の整備

### ア 現状と課題

本来、家事・子育て・介護などは家族全員の協力が必要となるものですが、固定的な性別役割分担意識や慣行から、多くの家庭で、女性が働きながら家事や子育て・介護を担っており、時間的にも精神的にも余裕のない状況が県民意識調査（※P.2）からうかがえます。

（P.10 参照）

こうした家事や子育て・介護に対する負担感、不安感が、未婚の増加や少子化につながっているのではないかという見方もされています。

高知県の平成 26 年の合計特殊出生率は 1.45 で、全国の 1.42 を上回っているものの、人口減少に歯止めがかからず、社会の活力を維持できない状況が懸念されます。



子育て・介護は主に家族の責任のもとに行われていますが、その負担は家族のみでなく社会全体で分かちあうべきものです。そのためには安心して子どもを産み育てたり、高齢者などの介護ができる場をそれぞれの地域で実現していくことが必要です。

また、近年では、ひとり親世帯や共働き世帯が増加傾向にあり、世帯ごとに必要な支援も異なっています。

このため、さまざまな家族や家庭のあり方に応じた支援策が必要であり、現在女性が多くを担っている子育て・介護について、男女が協力して担うことや、社会全体で支えることができるよう、子育て支援、介護サービスの充実などの環境整備が必要です。

## イ 取組の方向と具体的な取組

- ◆子育てにおける男女の共同参画を促すとともに、子どもや保護者のニーズにあったきめ細かな支援を充実し、地域における子育ての支援策を充実させます。
- ◆介護における男女の共同参画を促すとともに、介護負担の軽減に向けた支援策を充実させます。

### 具体的な取組

取組の内容	担当課
広報誌による啓発推進	県民生活・男女共同参画課
多様な保育ニーズに対する保育サービスの拡大への補助	幼保支援課
ひとり親家庭等自立支援事業（再掲）	児童家庭課
母子父子寡婦福祉資金貸付事業（再掲）	児童家庭課
子育て支援に係る広報・啓発等の推進	少子対策課
放課後の子どもの居場所づくりと学び場の充実（放課後子ども総合プラン推進事業）	生涯学習課
子育て家庭応援事業の促進	少子対策課
地域における子育て支援の充実（男女共同参画に関する講演・講座、地域子育て支援拠点等運営事業等）	こうち男女共同参画センター ソーレ、少子対策課
低所得世帯、多子世帯等の認定子ども園・保育所・幼稚園・放課後児童クラブ等の利用負担軽減	幼保支援課、生涯学習課
子育て短期支援事業	児童家庭課
乳児家庭全戸訪問事業	児童家庭課
養育支援訪問事業	児童家庭課
ファミリー・サポート・センター事業	雇用労働政策課
子育て出前講座（地域子育て支援事業）	少子対策課
次世代育成支援事業（再掲）	雇用労働政策課
院内保育所運営支援事業	医療政策課
地域包括ケアシステムの構築 ・介護サービスの充実・確保	高齢者福祉課

相談体制の充実	高齢者福祉課
介護支援情報の提供・広報・啓発（再掲）	高齢者福祉課、地域福祉政策課
独居老人等に対する NPO やボランティア活動の促進	地域福祉政策課、 県民生活・男女共同参画課
社会で支える介護の促進	地域福祉政策課
家事（料理）・介護の実践講座の開催(再掲)	地域福祉政策課、こうち男女共同参画センターソーレ

### 目標値

項 目		H 2 1 年度	H 2 6 年度	H 3 1 年度 目標値
高知県次世代育成支援行動計画等				
	乳児保育実施市町村数	27 市町村	28 市町村	全市町村
	延長保育実施か所数（開所時間が 11 時間を超える）	13 市町村 89 か所	13 市町村 105 か所	21 市町村 149 か所
	休日保育実施か所数	1 市 1 か所	2 市 3 か所	4 市 9 か所
	病児保育実施か所数	5 市村 7 か所	5 市村 8 か所	9 市町村 13 か所
	一時預かり事業（第 2 種社会福祉事業の届出）数	12 市町 24 か所	18 市町 36 か所	25 市町村 85 か所以上
	放課後児童クラブや放課後子ども教室の実施校率（小学校）	65% (140 か所)	90% (166 か所)	95%
	放課後児童支援員の育成	—	—	500 人

## ③女性も男性も地域活動に参画しやすい環境づくり

### ア 現状と課題

平成 27 年の男女共同参画白書では、男女ともに、「仕事」と「家庭生活」など複数の活動をバランスよく行いたいという希望を持っているにもかかわらず、現実には、「仕事」あるいは「家庭」などの単一の活動を優先している傾向にあります。

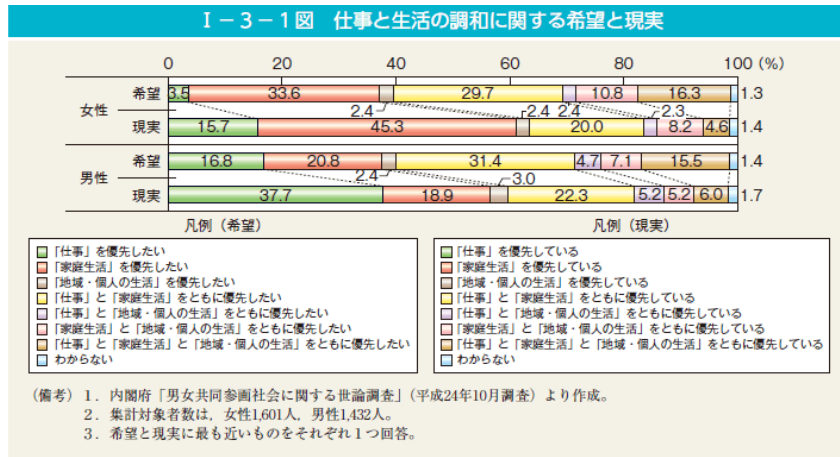
しかしながら、潤いのある生活や心の充足、長くなっている退職後の生活のあり方を考えると、「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」などに自分の希望するバランスで参画できることが必要であり、その中で地域活動については、女性も男性も地域社会の一員として、ボランティア活動や NPO 等の活動に参画することで、自らの生活観や人間関係を広げられるとともに、地域においては、連帯感や相互扶助意識の高揚にもつながります。

平成 26 年度に県が行った県民世論調査では、地域活動については、「積極的」もしくは「積極的ということではないが」参加しているという方が 45.5%いる一方で、「ほとんど、もし

くは全く」参加していない方も多く、忙しくて時間が取れない、情報が無い、一緒に参加する人がいない、などを理由にあげています。

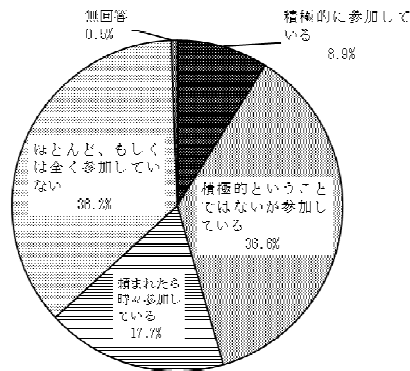
地域活動への参画を進めるためには、労働時間の短縮や、家事、子育てができるための学習機会の確保、さまざまな地域活動の情報提供、さらにはライフスタイルに合わせた多様な働き方ができる環境整備を進める必要があります。

## ■生活の中での「仕事」、家庭生活、「地域・個人生活」の優先度（全国）

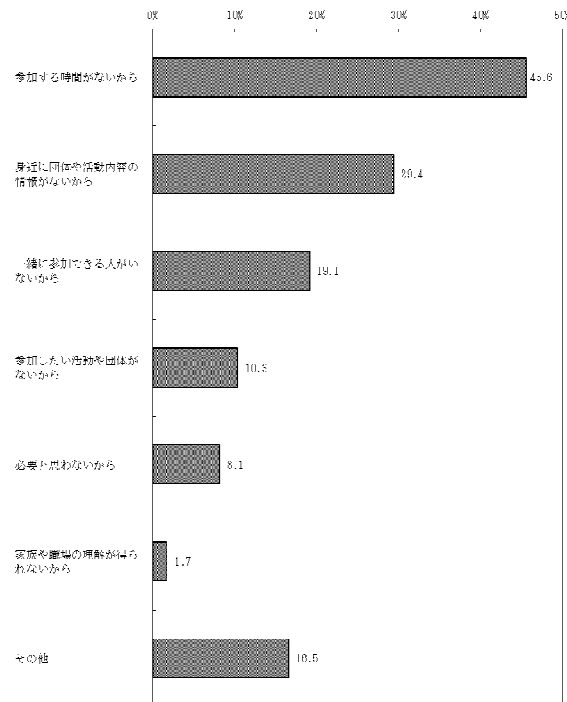


資料：内閣府「平成 27 年 男女共同参画白書」

## ■地域での活動への参加について



## ■地域活動にほとんど、もしくは全く参加しない理由



資料：高知県「平成 26 年 県民世論調査」

## イ 取組の方向と具体的な取組

- ◆ライフステージに応じた仕事と生活の調和を促します。
- ◆家庭生活や地域活動に男女の参画を促す環境づくりを進めます。

### 具体的な取組

取組の内容	担当課
労働関係法令等の広報、啓発、周知（再掲）	雇用労働政策課
仕事と家庭の両立のための広報・啓発促進(再掲)	雇用労働政策課、少子対策課、 県民生活・男女共同参画課
女性のチャレンジ・エンパワーメント支援（再掲）	こうち男女共同参画センター ソーレ
団体等の自主活動支援及び相互交流の促進（ソーレえいど事業等）（再掲）	こうち男女共同参画センター ソーレ
NPO やボランティア活動に関する情報の提供（ピッピネット/広報誌など）（再掲）	地域福祉政策課、 県民生活・男女共同参画課
NPO、ボランティア団体、自治会、スポーツ団体、女性活動団体等の育成・支援（再掲）	県民生活・男女共同参画課、 地域福祉政策課

### モニタリング指標

項 目		H 2 1 年度	H 2 6 年度
男女の年間総実労働時間数（従業員規模 30 人以上）			
	パートタイム労働者含む	1,788 時間	1,848 時間
	パートタイム労働者除く	1,972 時間	1,987 時間

## （２）高齢者等が安心して暮らせる環境の整備

### ①高齢者等が安心して暮らせる環境の整備

#### ア 現状と課題

本県は、高齢化率が 32.2%（平成 26 年、全国 2 位）と、全国に先行して高齢化が進んでおり、高齢者が安心して暮らせる地域づくりは県政の重要な課題となっています。

女性は男性よりも平均して長寿であるため、平成 22 年国勢調査では、女性が高齢人口の 60.1%を、85 歳以上では実に 73.7%を占めています。

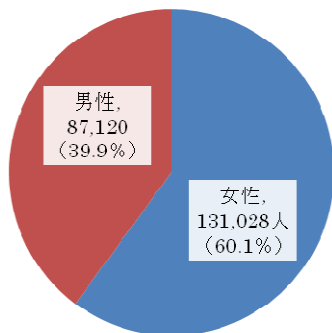
したがって、高齢社会のあり方は、高齢者の女性の生き方や暮らしぶりに大きく左右さ

れ、高齢者施策の影響は女性の方がより強く受けると言えます。

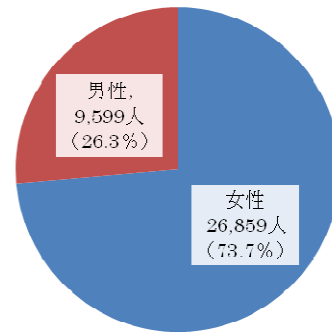
しかしながら、未婚、非婚の急増や、過疎化、人間関係の希薄化などにより、高齢者を支える家族や地域のネットワークが弱まっており、そのことが例えば高齢男性の地域での孤立につながっているといった指摘があります。さらに、本県の多くを占める中山間地域での介護サービスの確保など、高齢者が安心して暮らせる環境整備には多くの課題が残されています。

こうしたことから、「日本一の健康長寿県構想」における、高齢者施策を、男女共同参画の視点もあわせて、進めることが必要となっています。

### ■高知県 65 歳以上人口男女比



### ■高知県 85 歳以上人口男女比



資料：総務省統計局「平成 22 年国勢調査」

### ■65 歳以上の親族のいる一般世帯

	一般世帯 数	65 歳以上の親族のいる一般世帯						
		65 歳以上の親族のいる一般世帯			うち高齢単身世帯		うち高齢夫婦世帯	
		世帯数	率 (%)	65 歳以上の 親族人員	世帯数	率 (%)	世帯数	率 (%)
平成 2 年	288,577	99,037	34.3	130,178	23,106	23.3	21,930	22.1
7 年	302,868	114,616	37.8	155,937	28,946	25.3	28,922	25.2
12 年	319,298	128,377	40.2	177,960	35,620	27.7	35,071	27.3
17 年	323,327	136,325	42.2	189,748	40,918	30.0	37,368	27.4
22 年	321,004	142,421	44.4	199,551	44,773	31.4	38,704	27.2

(注) 高齢夫婦世帯：夫が 65 歳以上、妻が 60 歳以上の夫婦 1 組の一般世帯

資料：総務省統計局「平成 22 年国勢調査」

また、障害があること、日本で生活する外国人であることなどに加え、女性であることからくる複合的に困難な状況におかれている場合があります。

そのため男女共同参画の視点に立ち、そうした人々が安心して暮らせる環境を整備する必要があります。

## イ 取組の方向と具体的な取組

- ◆介護予防や生きがいがづくりの推進に取り組みます。
- ◆地域包括ケアシステムの構築や認知症高齢者対策を進めることにより、家庭における家族等の介護負担の軽減に取り組みます。
- ◆高齢者が交通事故や消費者被害などにあわないように、地域での見守りを進めます。
- ◆障害者が生き生きと暮らせる地域づくりを進めます。
- ◆外国人と共に生きる地域づくりを進めます。

### 具体的な取組

取組の内容	担当課
介護予防と生きがいがづくりの推進 ・市町村が行う介護予防事業への支援 ・高知県社会福祉協議会が行う健康と生きがいがづくりへの支援 ・老人クラブが行う社会参加活動への支援	高齢者福祉課
地域包括ケアシステムの構築（再掲） ・介護サービスの充実・確保	高齢者福祉課
認知症高齢者対策の推進 ・認知症に関する正しい知識の普及啓発 ・介護者への支援と相談体制の確立	高齢者福祉課
交通安全、消費生活等に関する情報提供と意識啓発	県民生活・男女共同参画課
地域の相談支援体制の充実強化と社会参加の推進	障害保健福祉課
障害者の就労促進と工賃アップ ・働く場の確保	障害保健福祉課
早期発見・早期療育支援体制づくり ・発達障害の早期療育体制の整備	障害保健福祉課
ホームページや情報紙などによる情報提供（高知県国際交流協会）	国際交流課
外国人への日本語講座の開催（高知県国際交流協会）	国際交流課
日本語ボランティア講師の養成（高知県国際交流協会）	国際交流課
外国人が安心して相談できる体制の充実（高知県国際交流協会）	国際交流課
生活情報冊子の発行（高知県国際交流協会）	国際交流課

## ② 貧困などさまざまな生活上の困難に直面する男女への支援

### ア 現状と課題

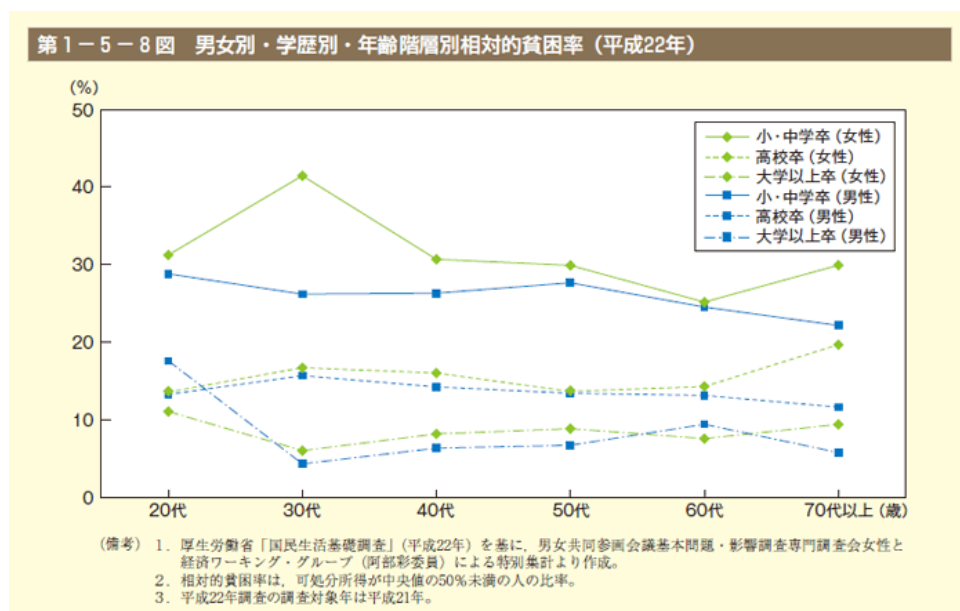
長引く経済の低迷に伴う雇用・就業をめぐる環境の変化、家族の変容などが進む中で、貧困や、教育や就労の機会を得られないこと、地域での孤立など、さまざまな生活上の困難に直面している人が増えています。

相対的貧困率は、ほとんどの年齢層において男性に比べて女性の方が高く、特に高齢単身女性や母子世帯で高いという特徴があります。

一方、非正規雇用は、男性においても上昇しており、また、根強い固定的性別役割分担意識が残っていたり、仕事と生活の調和が確立されていないことから、高齢単身世帯や父子世帯の男性が地域で孤立するなど、生活上困難な状況に陥りやすくなっています。

貧困など困難な状況におかれた人々が持てる力を引き出し、適性や能力に応じて自立を図ることができるよう取組を進めます。

### ■ 男女別・年齢階層別相対的貧困率（平成22年）



資料：内閣府「平成24年版 男女共同参画白書」

## イ 取組の方向と具体的な取組

- ◆雇用・就業の安定に取り組めます。
- ◆安心して親子が生活できる環境づくりに取り組めます。
- ◆自立に向けた力を高めるよう支援します。

### 具体的な取組

取組の内容	担当課
職業能力開発訓練の充実（再掲）	雇用労働政策課
就職支援相談センター（ジョブカフェ）事業の充実（再掲）	雇用労働政策課
生活・就労相談の実施	雇用労働政策課
女性のチャレンジ・エンパワーメント支援（再掲）	こうち男女共同参画センター ソーレ
ひとり親家庭等自立支援事業（再掲）	児童家庭課
母子父子寡婦福祉資金貸付事業（再掲）	児童家庭課
子育て短期支援事業（再掲）	児童家庭課
乳児家庭全戸訪問事業（再掲）	児童家庭課
養育支援訪問事業（再掲）	児童家庭課
生活困窮家庭などで非行歴や非行傾向のある子どもを対象とした見守りしごと体験講習	児童家庭課
父子家庭の孤立、固定的性別役割分担意識の解消に向けた広報、啓発（情報誌、ホームページ、メールマガジン等による広報）	こうち男女共同参画センター ソーレ
社会的自立に困難を抱える若者への支援 ・若者サポートステーションによる就学や就労に向けた支援	生涯学習課
民生委員・児童委員活動の充実	地域福祉政策課
DV被害者の保護と自立支援	県民生活・男女共同参画課



### (3) 生涯を通じたからだところの健康支援

#### ①自己決定の尊重

##### ア 現状と課題

女性と男性が、互いに性別による身体的特徴の違いについて理解を深め、妊娠又は出産に関し双方の意思を尊重することなどにより、生涯にわたって健康に生きていくことは、男女共同参画社会の形成にあたっての基本といえます。

特に、女性は、妊娠や出産をする可能性があり、生涯を通じて、男性とは異なった身体の変化や病気の問題に直面します。

本県では、十代を含めて人工妊娠中絶の実施率が全国に比べて高いという実態があり、望まない妊娠をする女性が多いことがうかがえます。

このため、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」(性と生殖に関する健康と権利)の視点から、女性自らが自分の身体や健康について、正しい知識や情報を基に判断し、健康を維持できる力を身につけることが重要です。女性の身体・健康に関する自己決定の尊重を、教育の場はもちろん、広く社会全体に浸透させていく必要があります。

##### イ 取組の方向と具体的な取組

- ◆女性の身体・健康に関する自己決定が尊重される社会づくりを進めます。

##### 具体的な取組

取組の内容	担当課
子どもの発達段階に応じた性に関する教育の実施(再掲)	健康対策課、スポーツ健康教育課

##### モニタリング指標

項目	H21年度	H26年度
人工妊娠中絶実施率 (15歳以上50歳未満女子総人口千対)		
高知県 (全国平均)	11.0 (8.2)	9.2 (6.9)

## ②生涯を通じた健康支援

### ア 現状と課題

思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期など各ステージにおいて、男女がそれぞれのライフスタイルや健康状況に応じて自らの健康を主体的に管理できるようにするために、男女の性差に応じた健康に関する情報をはじめ相談指導、保健サービスなどが容易に受けられる環境をつくる必要があります。

特に女性には、妊娠や出産をする仕組みが備わっているため、男性とは異なる健康上の問題に直面します。女性が安心して妊娠し出産期を過ごすことができるよう、母体保護の充実のための保健医療対策と健康づくりの支援を推進していく必要があります。

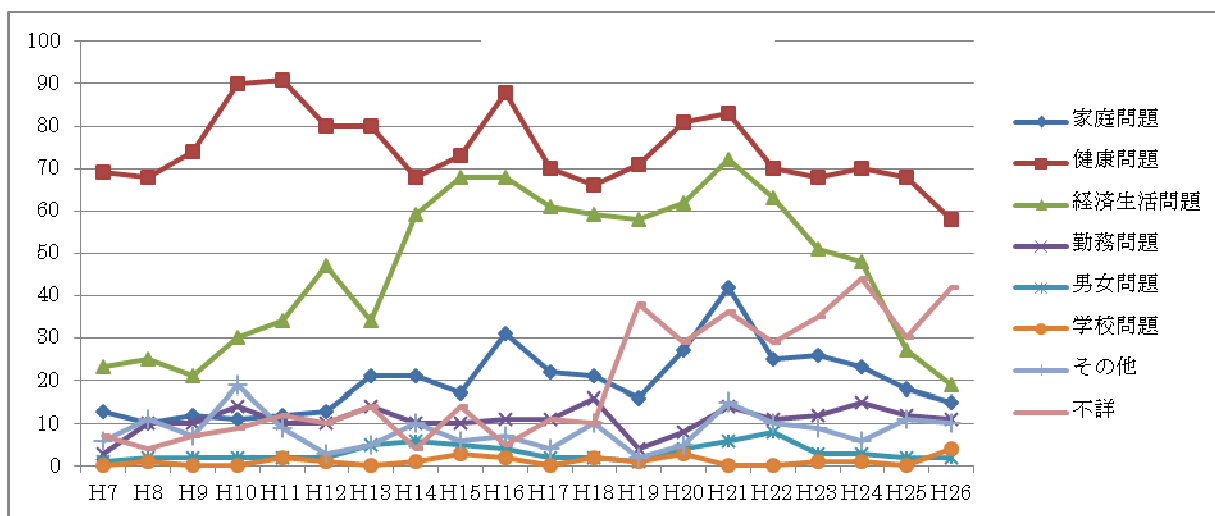
さらに、HIV（エイズ）や性感染症、薬物乱用など生命、健康をおびやかす問題も増加しています。薬物の乱用は、特に、妊娠中の母親の場合、胎児への悪影響も懸念されることから、こうしたことへの防止対策や正しい知識の普及啓発は重要な課題です。

また、本県の平成26年の自殺者数は、前年度より1人減少し159人となり近年は減少傾向にあるものの、自殺死亡率では全国第8位と全国的にも高い水準にあります。自殺者の男女の割合は、男性が女性を大きく上回り、約7割を占めています。年齢別では、65歳以上が最も多く、次いで50歳代と続き、原因・動機別では、うつ病などの健康問題が最も多く、次いで負債などの経済・生活問題と多くなっています。

今後は、中高年を対象としたうつ病対策と多重債務者等への取組を重点化するとともに、相談支援体制の充実など悩みを抱える人を相談窓口につなげるための取組の強化を行う必要があります。

男女がともに身近な場所で気軽に検診や相談を受けられるなど、生涯を通じて健康に生きることのできる環境づくりを進めていかなければなりません。

■県内の自殺原因・動機別（男性）



資料：高知県警・警察庁

## イ 取組の方向と具体的な取組

- ◆女性と男性が生涯を通じて健康に生きることのできる環境を整えます。

### 具体的な取組

取組の内容	担当課
思春期相談センター「PRINK」における性に関する相談・啓発の実施（再掲）	健康対策課
こころの相談、健康相談、男性相談等（女性問題解決・男女共同参画推進に向けた相談事業）	こうち男女共同参画センター ソーレ
人権相談業務の実施	人権課
薬物乱用防止に関する普及・啓発の促進	医事薬務課、組織犯罪対策課 スポーツ健康教育課
薬物乱用に関する相談・カウンセリングの充実	医事薬務課
学校における HIV(エイズ)、性感染症に関する教育の推進	健康対策課、スポーツ健康教育課
HIV(エイズ) に関する相談、検査の実施	健康対策課
自殺対策の推進	障害保健福祉課
ひきこもりの相談支援体制の充実・強化	障害保健福祉課
性差に応じた健康支援（がん検診）	健康対策課
生涯にわたるスポーツ活動の推進	スポーツ健康教育課

### モニタリング指標

項 目	H 2 1 年度	H 2 6 年度
こうち男女共同参画センター「ソーレ」における男性相談件数	31 件	43 件
がん検診受診率		
子宮頸がん	37.0%	H28.3 公表予定
乳がん	43.7%	H28.3 公表予定

## (4) 女性に対するあらゆる暴力の根絶

### ① 女性に対するあらゆる暴力の根絶

#### ア 現状と課題

暴力には、配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス。以下「DV」という。）、性暴力、買売春、人身取引、セクシュアル・ハラスメントなど、さまざまな形態があります。また、近年ではSNSを利用した、元交際相手等による「リベンジポルノ」等の新しい形態の暴力やストーカー行為など、暴力が多様化、複雑化、低年齢化するなど、社会的にも大きな問題となっています。

これらの暴力の被害者の多くは女性であり、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにも関わらず、男女差別意識や性別役割分担意識、男女間の経済格差等の様々な要因により、長年解決されず、今日に至っています。

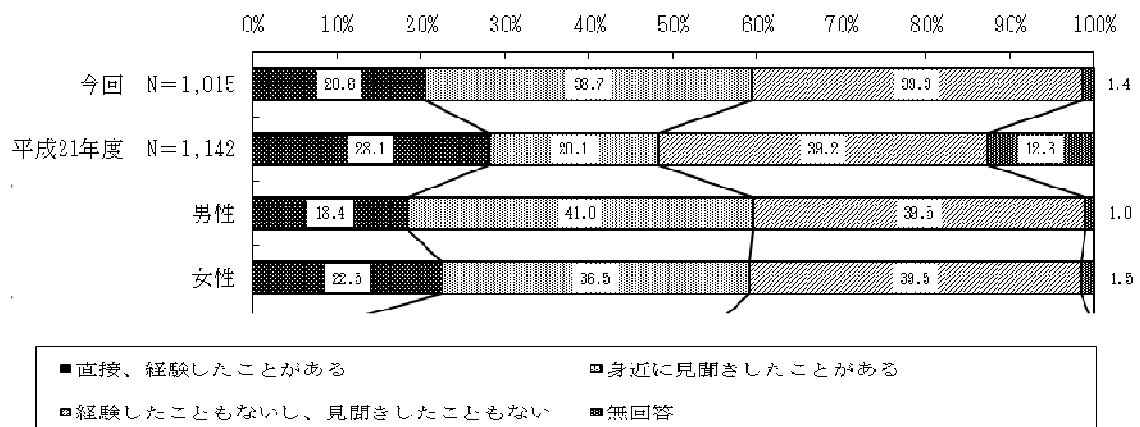
また、暴力は被害者を傷つけるだけではなく、暴力を見て育つ子どもにも重大な影響を及ぼすおそれ（PTSD＝心的外傷後ストレス障害、暴力による問題解決を図る＝暴力の容認、被害者を助けられなかったことによる自己否定など）があることから、暴力の連鎖を断つ意味においても、暴力根絶に向けた幅広い取組が求められています。

平成26年度に実施した県民意識調査（※P.2）の結果から、「DVを直接経験した」（20.6%）人のうち、公的機関などを含めて「誰にも相談しなかった」人が43.5%を占め、DV被害が潜在化していることが伺えます。

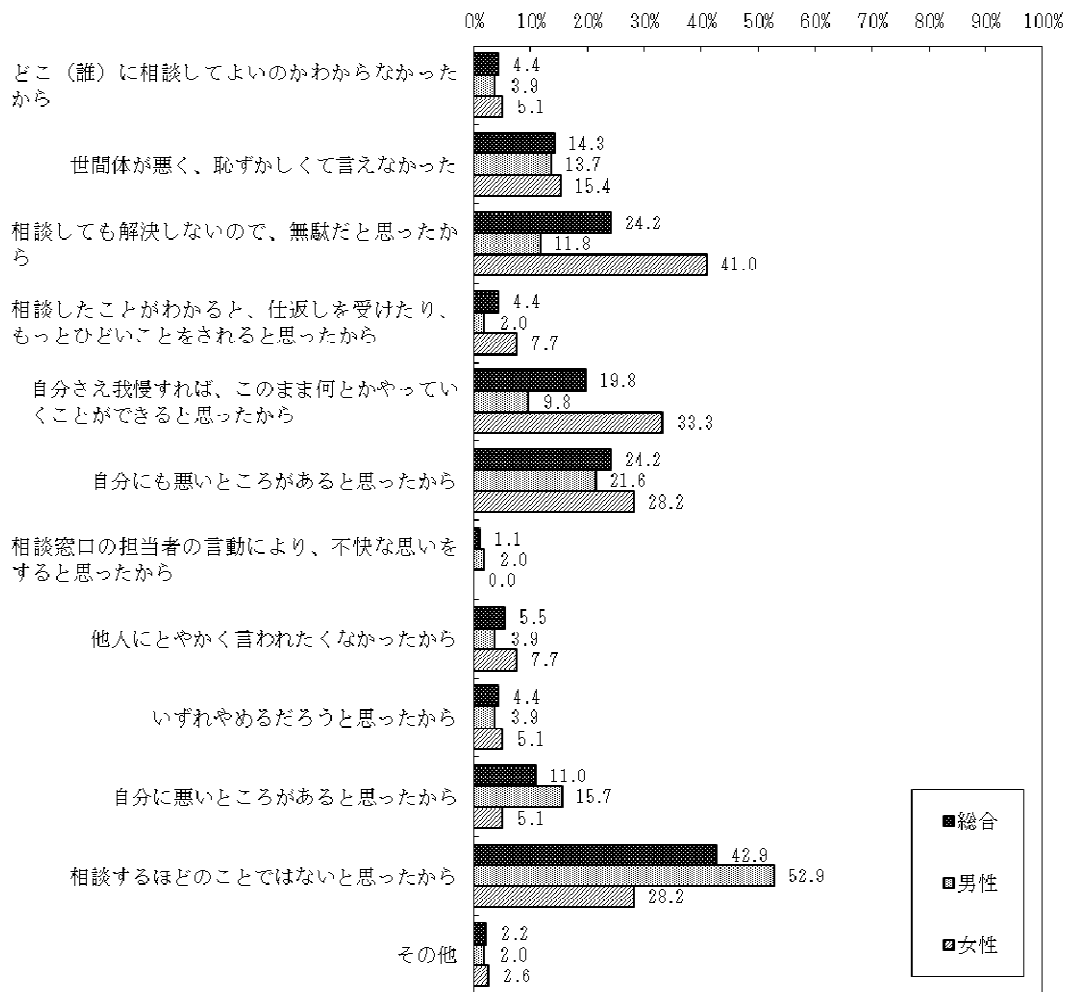
また、DVや性暴力等を予防し、無くすために必要なこととしては、「被害者が早期に相談できるよう、身近な相談窓口を増やし、窓口の周知を図る」（50.5%）と半数以上が回答しています。

一方で、県の配偶者暴力相談支援センターでもある、女性相談支援センターについては、63.5%が「聞いたことがある」「内容を知っている」と回答しているものの、「内容まで知っている」人は16.9%にとどまっており、相談窓口の周知を今後更に図っていく必要があります。

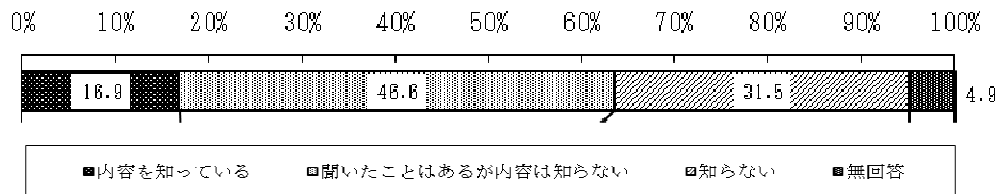
#### ■ 配偶者・恋人からの暴力（DV）経験の有無



## ■相談しなかった理由[N=91]



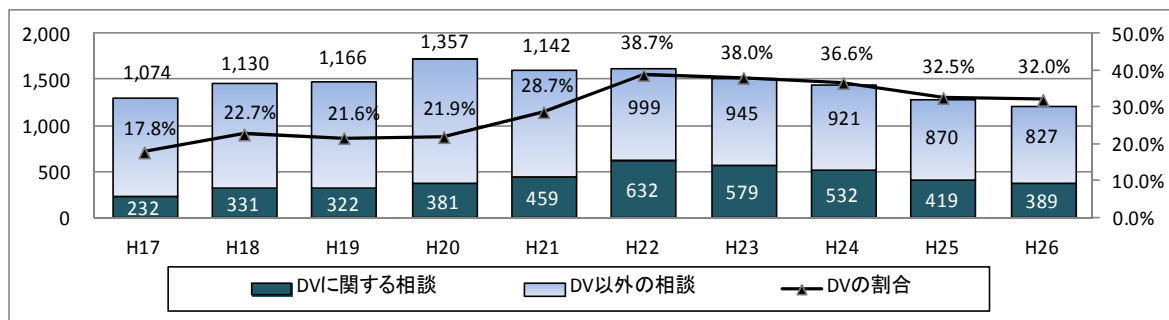
## ■男女共同参画関連用語等の周知度「女性相談支援センター」[N=1,015]



「平成 26 年度 男女共同参画社会に関する県民意識調査」

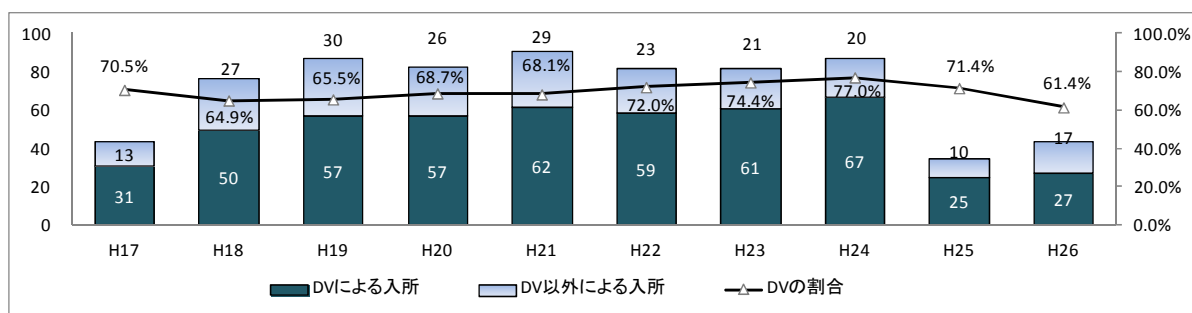
女性相談支援センターに寄せられる相談件数は、近年緩やかな減少傾向にあり、一時保護数についても、25年度に大きく減少し、26年度は約10件増えたものの、減少傾向にあります。ただし、要保護のケースは多様で、複雑化、対応困難な事例があることから、今後も広範な関係機関との連絡調整、見守りやケア等が重要で、相談機能の強化が必要です。また、保護を求めてくる被害者の中には、幼い子どもを連れてくる女性も多く、こうした家族への支援の充実なども必要となっています。

## ■相談件数の推移



資料：高知県「平成 27 年県民生活男女共同参画課」

## ■一時保護件数の推移



資料：高知県「平成 27 年県民生活男女共同参画課」

こうしたことから県では、平成 16 年に改正された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づき、平成 19 年度を始期とする 5 ヶ年の「高知県 DV 被害者支援計画」を策定し、5 年ごとに計画の見直しを行いつつ、配偶者からの暴力の防止と被害者の保護、自立支援の取組を、市町村や関係機関との連携のもと進めています。

女性に対する暴力を根絶するためには、DV防止のための啓発や広報の充実に加えて、若年者を対象とした予防教育、デートDVの啓発等の多種多様な取組を総合的に推進していく必要があります。

### イ 取組の方向と具体的な取組

- ◆あらゆる暴力を許さない社会づくりを進めます。
- ◆市町村や児童相談所、警察、民間団体等との連携を強化し、相談窓口の周知や相談機能の充実を図ります。
- ◆配偶者からの暴力を未然に防止するため、予防教育に力を入れ、若者を対象とした交際相手間の暴力（デートDV）に関する啓発を行います。

#### 具体的な取組

取組の内容	担当課
DV や性暴力、売買春の根絶啓発 配偶者等に対する暴力に関する相談・カウンセリング対策の充実	県民生活・男女共同参画課、 生活安全企画課
こころの相談、健康相談、男性相談等（女性問題解決・男女共同参画推進に向けた相談事業）（再掲）	こうち男女共同参画センター ソーレ
人権相談業務の実施（再掲）	人権課
DV 被害者の保護と自立支援（再掲）	県民生活・男女共同参画課
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための基本計画の推進	県民生活・男女共同参画課
配偶者暴力相談支援センター（女性相談支援センター）の機能の充実	県民生活・男女共同参画課
女性に対する暴力防止ネットワークの構築、連携の推進	県民生活・男女共同参画課
相談関係者に対する研修・啓発	県民生活・男女共同参画課
デートDVに関する啓発及び情報提供	県民生活・男女共同参画課
DV 被害者を支援する NPO の育成・協働の推進	県民生活・男女共同参画課
被害者の心情等に配慮した捜査活動の推進	生活安全企画課、県民支援相談課

#### モニタリング指標

項 目	H 2 1 年度	H 2 6 年度
配偶者暴力相談支援センター（女性相談支援センター）における暴力を伴う相談件数	578 件	478 件